



By your side, for life
Annual Report 2018
アニュアルレポート



「あったらいいな」をいちばんに。



ネオファースト生命
第一生命グループ

「あったらいいな」をいちばんに。

いい保険って何だろう？

保険に求める安心や満足は、
きっと、一人ひとりの暮らし方や
その時代によって変わっていくはずです。

私たちがいちばん大切にしたいこと。
それは、お客さま自身でさえ気づいていない
「あったらいいな」を敏感に感じとって、
新しい発想で保険を創り出していくことです。

あった。よかった。たすかった。
新しい保険で、
みんなをもっと笑顔にできますように。

「あったらいいな」をいちばんに。



ネオファースト生命
第一生命グループ

● 社名の由来

ネオ(Neo)はギリシャ語で「新しい」、ファースト(First)は英語で「いちばん」を意味します。保険によって得られる安心や満足は、お客さまを取り巻くさまざまな社会環境やライフスタイルの変化によって変わっていくはずです。社名には、これらの変化に迅速に対応するだけでなく、お客さまそれぞれのニーズを先取りし、これまでになかったいちばん新しい安心や満足をお届けする会社でありたいという想いを込めています。

● ロゴの由来

「あったらいいな」と思われる保険を提供し、お客さまを笑顔にしていけるイメージを表現しています。

● コーポレートカラー

コーポレートカラーは、紫色を使用しております。緊張や不安を癒やし、穏やかな気分を与えるとともに、想像力をかきたて、感情を豊かにする色とされています。

Contents

第一生命グループについて	2
トップメッセージ	4
お客さま第一の業務運営	6

■ 事業の概況について

2017年度事業の概況	7
業績の状況	8

■ お客さま満足向上への取組み

健康増進への取組み	10
保険で健康になろう。商品ラインアップ／法人向け商品	11
新商品の開発状況	12
医療保険などの改定概要	13
ご契約者さまへの情報提供	14
商品に関する情報およびデメリット情報のご提供方法／お客さまサービスの電子化の取組み	15
健康増進コンセプトを反映させたサービス	16
適切に保険金などをお支払いするための取組み	18
コンタクトセンターのご紹介／代理店サポートデスクのご紹介	20
相談・苦情対応態勢、苦情の件数、および苦情からの改善事例	21
「お客さまアンケート」の実施	22
自治体との連携／異業種との連携	23
代理店教育・研修の概略／人材育成／CSR活動	24

■ 信頼される会社に向けての取組み

コーポレートガバナンス体制	25
内部統制体制／ERMの推進／リスク管理	26
コンプライアンス(法令等遵守)	28
情報資産保護	30
内部監査体制／反社会的勢力への対応	31

■ データファイル

コーポレート・データ	36
業績データ	42

本文中の金額などの表示について

- ・諸表に記載の金額などは、単位未満を切り捨てて表示しています。
- ・金額などに単位未満の数値がある場合には「0」、該当する金額などのない場合には「-」と表示しています。
- ・諸比率は、四捨五入により表示しています。

会社概要(2018年7月1日現在)

社 名	ネオファースト生命保険株式会社
	The Neo First Life Insurance Company, Limited
本 社 所 在 地	〒141-0032 東京都品川区大崎2-11-1 大崎ウィズタワー
電 話	03-5434-7031 (代表)
代表取締役社長	徳岡 裕士
設 立	1999年4月23日
資 本 金	571億円(資本準備金245億円を含む)
株 主	主：第一生命ホールディングス株式会社(100.0%)

第一生命グループについて

● 私たちネオファースト生命は第一生命グループの一員です

日本初の相互会社としての第一生命の創業以来、時代の変化に応じて常にお客さまや社会に選ばれ続けるための変革を続けてきました。また、海外各国への事業展開や、国内でのマルチブランド化などにいち早く着手してきたほか、株式会社化や持株会社体制への移行などを経て、経営体制を強化してきました。そして現在では、世界7カ国で9ブランドの生命保険会社と、日米欧の3地域でアセットマネジメント事業を展開する、強固な事業基盤と多様性を兼ね備えたグローバルなグループに成長しました。

「安心の最高峰を、地域へ、世界へ」。事業展開する全ての国、全ての地域・社会において、お客さま一人ひとりの最もお役に立つ「安心」をいつまでも提供できる保険グループを目指し、私たちは「変革への挑戦」を続けていきます。

第一生命グループの事業領域と主なグループ会社



第一生命ホールディングス

国内生命保険事業

第一生命



第一フロンティア生命

ネオファースト生命

グループの中核事業として、さまざまなお客さまニーズに対応できるよう、最適な商品を最適なチャネルでお届けする3生保体制で展開しています。

海外生命保険事業

Protective

TAL

DAI-ICHI LIFE

Gắn bó dài lâu.

Star Union Dai-ichi
Life Insurance

PaninDai-ichiLife
By your side, for life



米国、オーストラリア、ベトナム、インド、インドネシア、タイの6カ国にて海外生命保険事業を展開しています。

アセットマネジメント事業



Janus Henderson
GROUP PLC

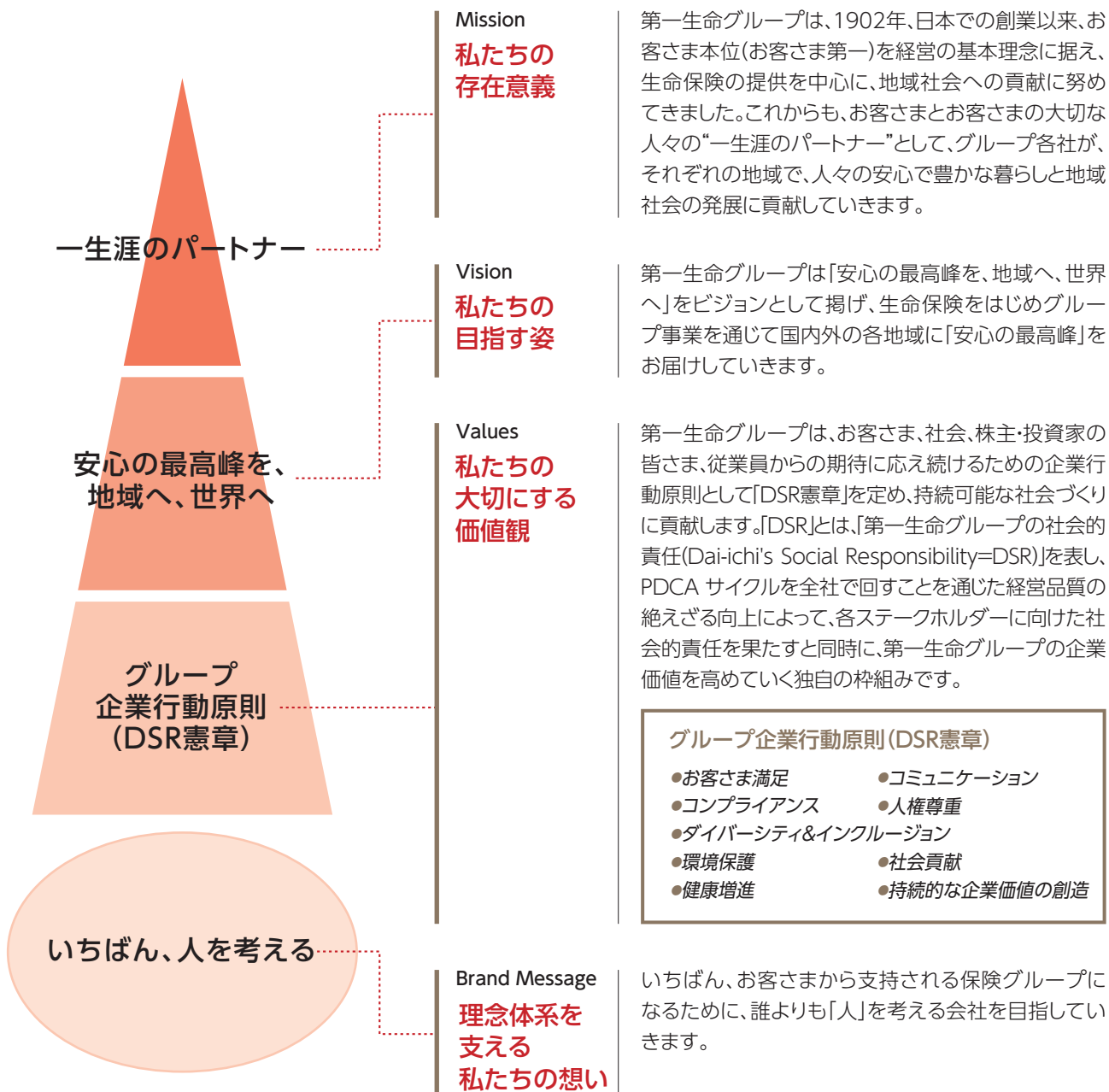
グループ成長戦略の一翼を担う事業として、生命保険事業との親和性が高く、成長が期待できるアセットマネジメント事業を国内外で展開しています。

● グループ理念体系

第一生命グループの理念体系

グループ理念体系 (Mission・Vision・Values・Brand Message) の共有により、グループ各社が、それぞれの地域や国で、生命保険の提供を中心に人々の安心で豊かな暮らしと地域社会の発展に貢献します。

また、グループ戦略の共有により、各社がベクトルをあわせてグループ価値の最大化と持続的な成長を目指します。



トップメッセージ

平素は、ネオファースト生命に格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

私たちは、第一生命グループの一員として、2015年8月に新規事業をスタートさせた新しい生命保険会社です。



第一生命グループのミッション(使命・存在意義)である「一生涯のパートナー」に、“「あったらいいな」をいちばんに。”を加え、常に、新たなお客さま満足を追求・創造することを目指して、来店型保険ショップや、銀行などの金融機関などを通じ、「保険で健康になろう。」をコンセプトとした商品・サービスを提供しています。

さらに、2018年3月には法人の皆さまのお役に立てる商品提供も開始しました。

保険によって得られる安心や満足は、社会環境やライフスタイルの変化によって、絶えず変わっていくはずです。

私たちがいちばん大切にしていることは、お客さまご自身でさえ気づいていない「あったらいいな」を感じ取って、新しい発想で、新しい価値提供を行っていくことです。

これまで以上に、ビッグデータや医療技術の進歩を取り込んで、お客さまの生活習慣の見直し、健康増進・維持に役立ち、QOL[※]の向上に資する商品・サービスを提供してまいります。

私たちは従業員一丸となって、常に進取と変革に挑戦し、成長力のある企業価値を追求いたします。

そして、第一生命グループ共通のビジョンである「安心の最高峰を、地域へ、世界へ」を実現し、お客さまに最も喜ばれ、愛される会社になるよう、精一杯努めてまいります。

今後とも、さらなるご支援、お引き立てを賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

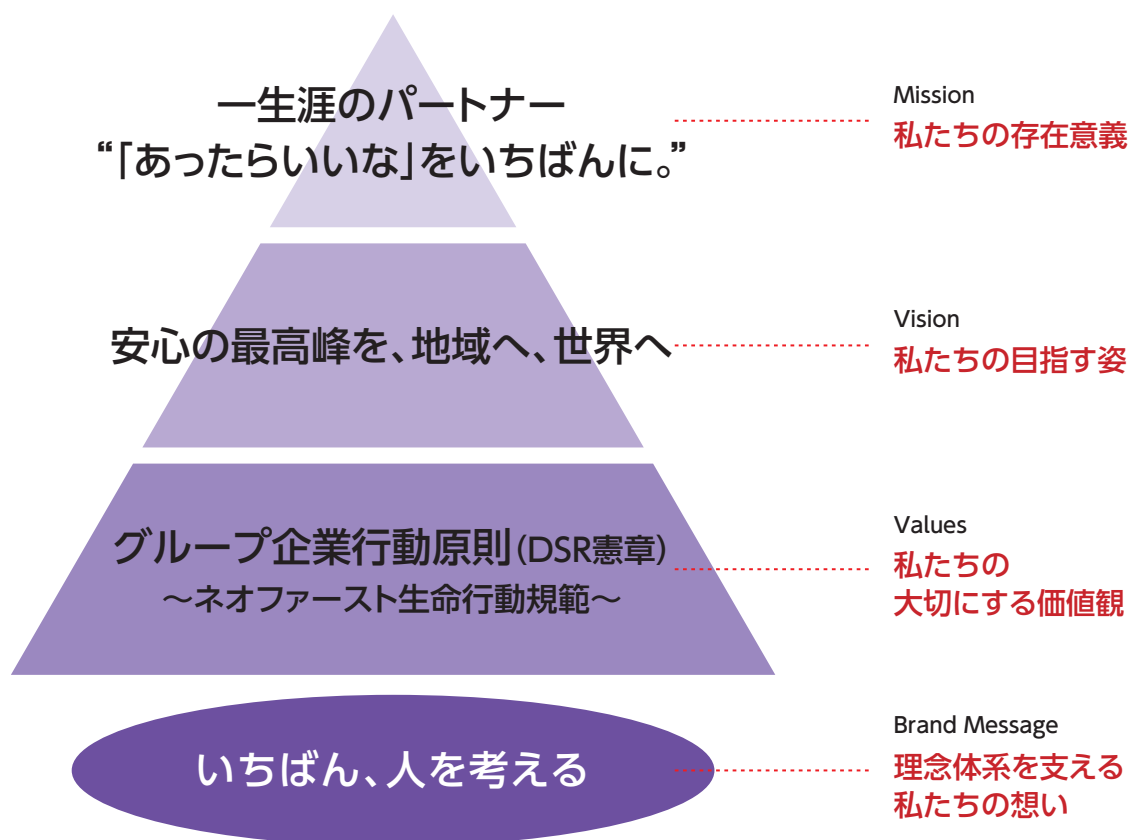
2018年7月

ネオファースト生命保険株式会社

代表取締役社長 **徳岡 裕士**

※ QOL(Quality of Life)とは、物理的な豊かさや個々の身辺自立のみでなく、精神面を含めた生活全体の豊かさと自己実現を含めた概念のことです。

ネオファースト生命の理念体系



経営基本方針

当社は、「一生涯のパートナー」をグループミッションとする第一生命グループの一員として、次のとおり経営基本方針を掲げます。

1. 新たなお客さま満足の創造

お客さまを取り巻く様々な環境やライフスタイルの変化に対応するだけでなく、それにとまなうニーズを先取りし、わかりやすさと利便性、迅速さと正確さを追求した新しい商品やサービスの提供に努め、今までになかった新たなお客さま満足を創造します。

2. 社会からの信頼と敬愛の確保

高い倫理観と人を尊重する姿勢を持ち、あらゆる企業活動において社会適合性を重視し、社会から信頼され、敬愛される会社となります。

3. 成長力のある企業価値の追求

常に挑戦と変革を図るとともに、業務のローコストオペレーションと効率化に取り組み、成長に資する事業運営に努めることで、企業価値を高めます。

4. 自律した個人の尊重と組織力の最大化

多様な人材の個性を尊重するとともに、一人ひとりが自律し、自ら考え、行動することを目指します。また、会社全体がひとつになって、最大の価値の創出に努めます。これらの実践により従業員一人ひとりの満足度と生きがいの向上を目指します。

お客さま第一の業務運営

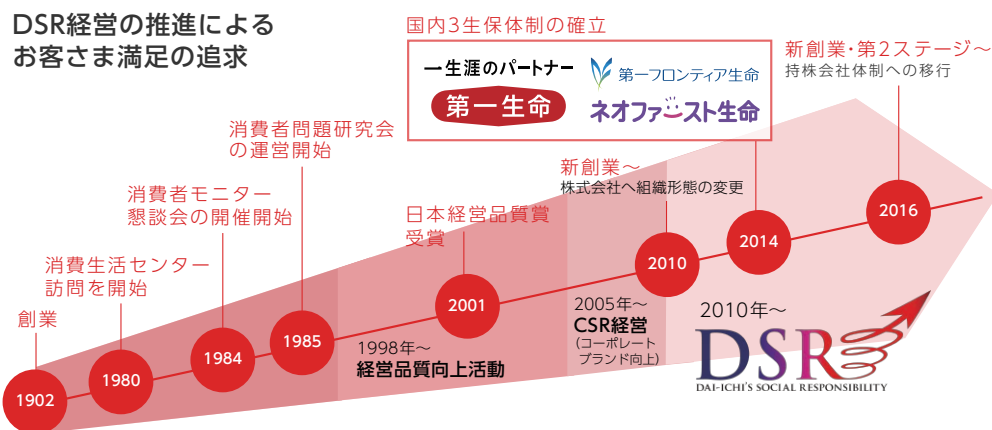
第一生命グループは、「一生涯のパートナー」をグループミッションとして掲げ、「お客さま満足」などの原則を掲げた企業行動原則「DSR憲章」のもと、DSR経営の推進による、経営品質の絶えざる向上を図っています。

当社は、これまでの取組みを一層強化し、お客さまから選ばれ続ける保険会社となるため、第一生命グループの「お客さま第一の業務運営方針」に基づき、以下の具体的取組みを実践しています。

また、より良い業務運営を実現するため、具体的取組みを随時見直して改善を図るとともに、取締役会などで定期的に確認します。

お客さま第一の業務運営方針

1. お客さまの「一生涯のパートナー」として、高い専門性と職業倫理を持って業務を行うとともに、あらゆる業務の品質を高め、お客さま満足を最大限に追求します。
2. お客さま満足の向上、お客さまのQOL向上に資する優れた商品・サービスをいち早くご提供します。
3. 商品・サービス等に関する重要な情報について、お客さまにご理解いただけるよう、商品・サービス等の特性を踏まえ分かりやすくご提供します。
4. ご加入後も、お客さまの立場に立ったお手続きや公平・公正なお支払いを行い、お預かりした保険料等を適切に運用するとともに、定期的・継続的な情報提供を行います。
5. お客さまの利益が不当に害されることがないよう、利益相反の防止に関する方針・ルールを定め、そのおそれがある取引について適切な管理を行います。
6. 本方針に基づくお客さま満足の向上に資する業務運営を適切に評価する態勢を構築します。



お客さま第一の業務運営方針に基づく具体的取組み

当社は、「お客さま第一の業務運営」の更なる追求を行っていくうえでの基軸的な視点として、「お客さま第一の追求に向けた3つの視点」を掲げます。

この視点に基づき、当社がどのような取組みを実践し、向上させようとしているか、お客さまや社会に対してどのような価値を提供し、社会的責任を果たしていきたいと考えているかを、お客さまに分かりやすく体系的にお示しします。

詳しくは当社Webサイトをご覧ください。

お客さま第一の追求に向けた3つの視点

1. お客さま第一を実践し、自ら高めていく

高い専門性と職業倫理を兼ね備え、あらゆる業務品質の向上を自律的かつ高いレベルで実現し続けることがすべての組織・個人において必要と考え、こうした業務運営の高度化を通じて、お客さま第一を実践し得る、そして自らを律し高めていく保険会社を目指します。

2. お客さまにとっての最高の安心を、今も未来もお届けする

お客さまの多様なニーズに誠実に向き合い、これらに合致した良質な商品、サービスのご提供に加え、お客さまや社会が求める新たな安心のニーズにも対応した価値提供を行います。また、お客さまの立場に立ったお手続きや公平・公正なお支払いを通じ、今も未来も最高の安心をお届けする保険会社を目指します。

3. お客さま・社会への社会的責任を果たす

お客さまの利益が不当に害されることがないよう管理態勢を整えて、利益相反の適切な管理により、保険会社としての社会的責任を果たします。

2017年度事業の概況

経営環境および事業の経過

当年度における世界経済は、製造業の景況感改善を背景に、先進国と新興国が揃って成長しました。景気回復が長期化する中、米国の財政・金融政策に対する思惑から金融市場が不安定になる場面もありましたが、実体経済への影響は限定的で、景気は堅調に推移しました。

日本経済は、輸出や生産の増加を牽引役に景気拡大が続きました。家計部門も緩やかながら回復基調を辿り、内外需要の持ち直しや人手不足を背景に設備投資も増加基調が続くなど、景気は広がりをもって回復しました。

このような経営環境の下、当社におきましては、銀行および来店型保険ショップを主要な販売チャネルとし、ご自身で比較検討して保険を選びたいとのご意向を持ったお客さまに安心と満足をご提供する「新規事業」を2015年8月に開始し2018年3月末現在、約2年半が経過しました。

当年度は、2017年3月に制定・公表した「お客さま第一の業務運営方針」の下、当社理念である“「あったらいいな」をいちばんに。”に基づき、お客さま満足の向上に資する商品・サービスの充実と販売チャネルの強化を進めました。着実に販売を積み重ね、2018年1月末には保有契約件数が10万件(創業来累計)を突破しました。

商品やサービスにおいては、万一の時に備えるだけでなく、保険に加入することや継続することでも健康増進にお役に立てるような魅力的な商品・サービスの提供などに取り組みました。

販売チャネルでは、募集代理店の新規委託を推進し、2018年3月末現在、当社の商品を販売する募集代理店は426社に拡大しました。

2017年5月に、事業計画の達成に今後必要となる資本の確保のため、第一生命ホールディングスを割当先として、発行価額の総額が約50億円となる募集株式発行による増資を実施しました。

当社としましては、引き続きチャネルの拡充に努めるとともに、お客さまの「健康増進」に資する商品開発を推し進めることにより「新たなお客さま満足」を創造していきます。

今後の課題

第一生命グループは、1902年の創業以来、「お客さま第一主義」を経営理念に掲げ、さまざまな変革に挑戦しながら、生命保険事業などを通じて時々の社会課題と向き合い、解決することで成長を遂げてきました。現在の生命保険会社を取り巻く環境は、不確実性を増す金融経済環境やライフスタイルの多様化による消費者行動の変化、医療・情報通信技術の進化など、大きく変化しています。また、社会保障負担の増加や地球規模の脅威の発生(環境破壊・エネルギー問題など)など、官民の垣根を越えて取り組むべき、多くの社会課題が存在しています。

これからの変化の激しい時代の中、第一生命グループが社会課題の解決を通じて持続的な成長を実現していくためには、一世紀を超える歴史の中で構築した強みを発揮していくことに加え、「お客さま」「地域・社会」「多様なビジネスパートナー」「グループ各社」との「つながり(CONNECT)」に更に磨きをかけ、変化を先取りした課題解決力を高めていく必要があります。

第一生命グループの新中期経営計画「CONNECT 2020」では、「つながり」の価値を高め、この「つながり」を活かした総合力を発揮して、地域で、世界で、社会課題に挑戦し、人々のQOL向上への貢献を通じて持続的な成長を実現していきます。

当社におきましては、お客さま第一の業務運営方針の下、当社理念である“「あったらいいな」をいちばんに。”に基づき、お客さま満足の向上に資する商品・サービスの充実と販売チャネルの強化を進めていきます。具体的には以下の3つを成長戦略の柱として持続的な成長を目指します。

1. 既存比較ビジネス領域強化

来店型保険ショップおよび銀行などの主要販売チャネルにおいて、ご自身で比較検討して保険を選びたいとのご意向を持ったお客さまに安心と満足をご提供するべく、商品や価格的な強み、営業サポートなどを強化し、この分野におけるシェア深耕と代理店委託拡大を推進していきます。

2. 新規分野の創造

これまでにない保障分野の商品やInsTechを活用した商品の開発を継続し、QOLに資する商品開発など、新しい顧客価値を真っ先に提供することを目指します。

3. グループCONNECTの推進

第一生命グループ内の「つながり(CONNECT)」をこれまで以上に活かし、マルチブランド・マルチチャネル戦略を深化させ、グループ力を結集していくことで成長を実現していきます。

● 業績の状況

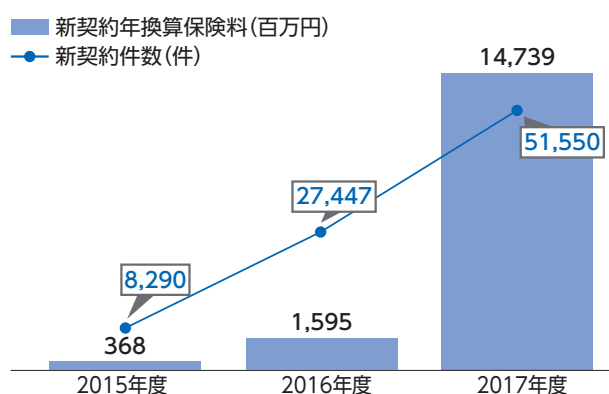
2017年度では、新商品の発売(「ネオde健康エール」(2017年10月)、「ネオdeきぎょう」(2018年3月)など)や、商品改定(「ネオdeいりょう」(2018年2月)など)により商品ラインアップが充実したことに加え、委託代理店数の増加などにより、新契約の販売が好調に推移した結果、新契約件数は、51,550件(対前年度比187.8%)、新契約年換算保険料は、14,739百万円(対前年度比923.9%)と前年度に比べて大幅に増加しました。また、2017年度末における保有契約件数は、114,626件(対前年度末比164.3%)と10万件を突破し、保有契約年換算保険料は、19,690百万円(対前年度末比367.5%)となりました。

新契約件数 新契約年換算保険料

51,550件 14,739百万円

2017 年度

〈新契約件数、新契約年換算保険料の推移〉

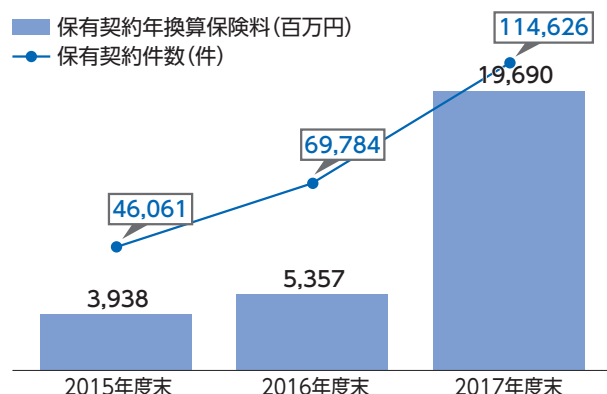


保有契約件数 保有契約年換算保険料

114,626件 19,690百万円

2017 年度末

〈保有契約件数、保有契約年換算保険料の推移〉



(単位：件、百万円、%)

項 目	2015年度(末)	2016年度(末)	2017年度(末)
新契約件数	8,290	27,447	51,550
新契約高	4,159	78,023	144,219
新契約年換算保険料	368	1,595	14,739
保有契約件数	46,061	69,784	114,626
保有契約高	595,049	623,849	720,217
保有契約年換算保険料	3,938	5,357	19,690
解約・失効契約高	28,455	22,848	23,329
解約・失効率	4.5	4.1	4.0

(注) 1. 解約・失効率は、(解約+失効-復活+減額-増額)÷年始保有で計算しています。

2. 2016年度公表より、更新について保険金額の増加・減少後の金額を計上するよう基準を変更しています。

これに伴い、上表における解約・失効率などについても、基準変更後の数値を記載しています。(2015年度も同様)

エンベディッド・バリュー (EV)

507億円

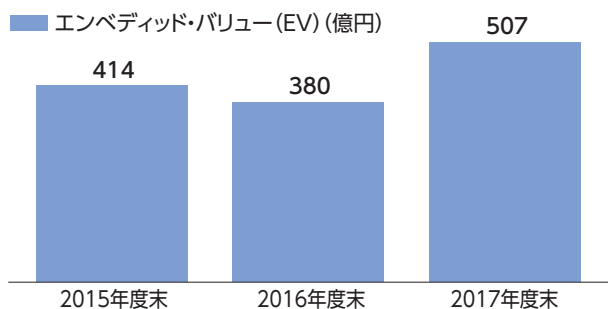
2017 年度末

エンベディッド・バリュー (EV) は生命保険会社の企業価値を表す指標の一つで、現行の生命保険会社の法定会計では新契約獲得から会計上の利益の実現までに時間がかかるのに対し、EVでは将来の利益貢献が新契約獲得時に認識されるため、法定会計による財務情報を補強することができると考えられています。

第一生命グループでは、ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー原則 (EEV原則) に準拠したEVを開示しています。

2017年度末における当社のEVは、好調な新契約の販売による新契約価値の積上がりなどにより、前年度末に比べて大きく増加し、507億円となりました。

〈エンベディッド・バリュー (EV) の推移〉



ソルベンシー・マージン比率

5,250.4%

2017 年度末

ソルベンシー・マージン比率とは、通常の予測を超えて発生するリスクに対して「支払余力」がどの程度カバーされているかを示す行政監督上の指標の一つです。具体的には、保険金などの支払いに関わるリスクや資産運用に係るリスクなど、多様なリスクが通常の予測を超えて発生した場合、資本や内部留保などの合計 (ソルベンシー・マージン総額) で、これらのリスクをどの程度カバーできているかを指数化したものです。当社の2017年度末ソルベンシー・マージン比率は5,250.4%と引き続き高い水準を維持しています。

(単位：%)

項 目	2015年度末	2016年度末	2017年度末
ソルベンシー・マージン比率	9,969.9	7,636.9	5,250.4

(注) ソルベンシー・マージン比率については、小数点第2位以下を切り捨てて表示しています。

基礎利益

基礎利益とは、保険料収入や保険金・事業費支払などの保険関係の収支と、利息及び配当金等収入を中心とした運用関係の収支からなる、生命保険会社の基礎的な期間損益の状況を示す指標です。当社の2017年度の基礎利益は△8,155百万円となりました。また逆ざや^{*}は△25百万円となりました。

(単位：百万円)

項 目	2015年度	2016年度	2017年度
基礎利益	△ 7,136	△ 5,866	△ 8,115

※生命保険会社は、資産運用による収益を予め見込んだ「予定利率」により、保険料を割り引いて計算しており、毎年割り引いた分に相当する金額である「予定利息」を運用収益などで確保する必要があります。この「予定利息」を実際の運用収益で確保できている状態を「順ざや」、確保できていない状態を「逆ざや」といいます。

実質純資産額

実質純資産額とは、時価ベースの実質的な資産から資本性のない負債を差し引いたもの、つまり、時価評価後の実質的な自己資本を指し、保険会社の健全性の状況を示す行政監督上の指標の一つとなっています。当社の2017年度末実質純資産額は21,840百万円となりました。

(単位：百万円)

項 目	2015年度末	2016年度末	2017年度末
実質純資産額	27,844	22,466	21,840

責任準備金の積立状況

責任準備金とは、将来の保険金などの支払いに備える準備金のことです。保険業法により積立てが義務づけられています。この責任準備金の積立方式には「平準純保険料式」、「チルメル式」などがありますが、当社では積立水準が高い「平準純保険料式」による積立てを実施しています。2017年度は14,213百万円の繰入れとなり、2017年度末責任準備金残高は、15,864百万円となりました。

(単位：百万円)

項 目	2015年度末	2016年度末	2017年度末
責任準備金残高	882	1,650	15,864

● 健康増進への取組み

当社では、お客さまの健康増進の取組みを推進し、健康寿命の延伸につながる商品・サービスをご用意しています。保険金などのお支払いにより経済的なサポートを行うだけでなく、お客さまに生活習慣を見直し、健康増進・維持のきっかけとしていただけるような新しい保険の仕組みをこれからも提供していきます。

ネオファースト生命の健康増進への想い

もしものときに備える。

それは保険の大事な使命です。

でも、もしものとき以外、保険はお客さまの役に立っているでしょうか？

人はどんなときも健康でいたいもの。

お客さまの人生に寄り添う保険会社として、その想いに応えられるはず。

私たちネオファースト生命は、新しい視点で、保険の仕組みをつくります。

それは、健康増進につながる保険。

保険に加入する時や、そして継続している時も、健康を見直し、維持、改善する。

そのきっかけとなるような保険です。

健康のために、どんどん使う。役立てる。

“「あったらいいな」をいちばんに。”を大切にするネオファースト生命が考える新しい保険です。

保険で健康になろう。

第一生命グループとしてのInsurance Technologyへの取組み



第一生命グループでは保険ビジネス(Insurance)とテクノロジー(Technology)の両面から生命保険事業独自のイノベーションを創出する取組みを“InsTech”(インステック)と銘打ち、最優先の戦略課題としてグループ全体で推進しています。その一環として第一生命が持つ約1,000万人のお客さま情報を含む医療ビッグデータなどの解析などを行い、更なるリスク細分化型の商品や、ご加入者の健康増進の取組みの促進につながり、健康寿命の延伸に貢献できるような新たな商品の開発を進めています。

(注)データ解析の際には、「個人情報」に該当しないようデータを「匿名化」することで、お客さまのプライバシーを保護したうえで活用しています。

● 保険で健康になろう。商品ラインアップ

(2018年7月1日現在)

商品名称	特長
無解約返戻金型終身医療保険 【保険ショップ・金融機関などでお取り扱いしている商品】 【りそな銀行・埼玉りそな銀行・近畿大阪銀行でお取り扱いしている商品】 【みずほ銀行でお取り扱いしている商品】	入院や治療に伴う費用負担に備える医療保険 健康状況が所定の基準を満たすと、保険料が安くなります ^{*1}
無解約返戻金型終身医療保険(引受基準緩和型) 【保険ショップ・金融機関などでお取り扱いしている商品】 【りそな銀行・埼玉りそな銀行・近畿大阪銀行でお取り扱いしている商品】 【みずほ銀行でお取り扱いしている商品】	健康状態に不安をかかえている方も入りやすい医療保険 健康維持で保険料が割引きになります ^{*2}
低解約返戻金型特定疾病保障終身保険 【保険ショップ・金融機関などでお取り扱いしている商品】 【りそな銀行・埼玉りそな銀行・近畿大阪銀行でお取り扱いしている商品】 【みずほ銀行でお取り扱いしている商品】	三大疾病(所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中による所定の状態)および万一にも備えられる終身保険 タバコを吸わない方は保険料が割引きになります ^{*3}
無解約返戻金型治療保障保険 【保険ショップ・金融機関などでお取り扱いしている商品】	医療費の自己負担額に加えて入院中の諸費用にも備えられる保険 健康(無事故)なら給付金が支給されます
無解約返戻金型収入保障保険 【保険ショップ・金融機関などでお取り扱いしている商品】 【みずほ銀行でお取り扱いしている商品】	万一のときの収入減少に対して備えられる保険 健康診断の結果次第で保険料が割引きになります ^{*4}
無解約返戻金型7大生活習慣病入院一時給付保険 【保険ショップ・金融機関などでお取り扱いしている商品】 【りそな銀行・埼玉りそな銀行・近畿大阪銀行でお取り扱いしている商品】	所定の生活習慣病に備えられる保険 健康年齢 ^{*5} が若くなるほど保険料が安くなります ^{*6}
無解約返戻金型特定生活習慣病入院一時給付保険 【保険ショップ・金融機関などでお取り扱いしている商品】	所定の生活習慣病に備えられる保険 健康年齢 ^{*5} が若くなるほど保険料が安くなります ^{*6}
無解約返戻金型入院一時給付保険 【保険ショップ・金融機関などでお取り扱いしている商品】	病気やけがで入院した場合に一時金をお支払いするシンプルな医療保険

※1. 本商品において、健康保険料率が適用された場合、適用されない場合と比べて保険料が安くなります。

※2. 本商品において、健康割引特則が適用された場合、適用されない場合と比べて保険料が安くなります。

※3. 本商品において、非喫煙者割引特約を付加した場合、付加しない場合と比べて保険料が安くなります。

※4. 本商品において、健康体割引特約を付加した場合、付加しない場合と比べて保険料が安くなります。

※5. 健康年齢は、(株)JMDCの登録商標です。当社で使用する健康年齢は、対象となる生活習慣病に関するリスクを評価したもので、当社独自の方法により算出しているため、(株)JMDCの健康年齢と算出基準が異なります。

※6. 本商品において、健康年齢に基づき算出した保険料を比べた場合、健康年齢が若くなるほど保険料が安くなります。

● 法人向け商品

(2018年7月1日現在)

一定期間災害保障重視型定期保険 【保険ショップ・金融機関などでお取り扱いしている商品】	楽天生命がお届けする 経営者定期保険(払戻金あり) 【楽天生命でお取り扱いしている商品】	経営者の万への保障を確保しながら、将来に向けた資産形成ができる保険
---	--	-----------------------------------

(注) 上記は商品の概要を説明したものであり、契約にかかわるすべての事項を記載したものではありません。

ご加入をご検討の際は、「商品パンフレット」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

● 新商品の開発状況



「ネオde健康エール」(無解約返戻金型特定生活習慣病入院一時給付保険)

2017年10月に、健康年齢^{※1}に応じて加入時の保険料が決まり、3年ごとの更新時も健康年齢に応じた保険料が適用される「ネオde健康エール」を発売しました。

「ネオde健康エール」の特長

1. 契約時より被保険者の実年齢に代えて、健康年齢に基づき保険料が決まる
2. 所定の生活習慣病で入院した場合、最高100万円の一時金をお支払い
3. 所定の生活習慣病を一生保障

※1. 健康年齢は、(株)JMDCの登録商標です。当社で使用する健康年齢は、対象となる生活習慣病に関するリスクを評価したもので、当社独自の方法により算出しているため、(株)JMDCの健康年齢と算出基準が異なります。



「健康年齢」が若くなるほど、保険料がおトクに

当社では、実年齢に代えて健康年齢を使用した「ネオde健康エール」「カラダ革命」「からだプラス」を販売しています。実年齢が同じであっても、生活習慣などにより、健康状態は人それぞれ異なります。健康診断結果などに基づいて算出した健康年齢を用いて保険料を決定する仕組みとして、健康年齢が若いほど^{※2}保険料がおトクになるという、新しい価値観を導入しています。

受けよう、健康診断！

健康年齢の算出のためには、健康診断などの結果が必要となります。健康年齢を使用した商品によって、健康管理のために定期的な健康診断などを受診いただく機会が増えることを願います。

続けよう、健康習慣！

健康年齢による保険料は更新の際に見直しをします。定期的な健康診断などの受診により、お客さまにご自身の健康状態を継続的に知っていただくことに加え、健康年齢を少しでも若く保つていただくために、継続的に生活習慣の改善に取り組んでいただくことを願います。

努めよう、早期治療！

現在、販売している健康年齢を用いた商品では所定の生活習慣病による一日以上の入院時に、まとまった給付金をお支払いします。比較的軽度の段階から安心して治療を受けていただく(早期発見・早期治療)ことで、医師と相談の上、症状悪化の防止に努めていただくことを願います。

※2. 健康年齢が実年齢を上回る場合でも、健康ではないということではありません。また、健康年齢が若いからといって、必ずしも生活習慣病に罹患しないというものではありません。



「ネオdeいちじきん」(無解約返戻金型入院一時給付保険)

2017年11月に、入院した場合に一時金をお支払いするシンプルな医療保険「ネオdeいちじきん」を発売しました。

「ネオdeいちじきん」の特長

1. 1日以上入院(日帰り入院を含む)で最高10万円の一時金をお支払い
2. 特定生活習慣病入院一時給付特約や女性疾病入院一時給付特約を付加することで、所定の生活習慣病や女性特有の病気などを保障
3. ストレス性疾病保障特約を付加することでストレスに起因する疾患などを保障

「ネオdeいちじきん」は、従来の入院日数に応じた日額給付の医療保険ではなく、入院した場合に一時金をお支払いする医療保険です。入院した場合、治療費のほか、日々の差額ベッド代・食事代、一時的な費用として衣料品代・日用品代などの雑費、退院後の通院代などさまざまな費用がかかります。これらのさまざまな費用を一時金でご準備いただくことができます。

また、生活習慣病や女性特有の病気、ストレスによる病気の治療に対応できる特約を付加することができ、「ここはもっと備えておきたい」というニーズに合わせて一時金でご準備いただくことができます。この商品を通じて、「いまの時代」に合ったさまざまなお客さまのニーズにお応えしたいと考えています。



(注) 上記は商品の概要を説明したものであり、契約にかかわるすべての事項を記載したものではありません。

ご加入をご検討の際は、「商品パンフレット」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。



「ネオdeきぎょう」(一定期間災害保障重視型定期保険)

2018年3月に、法人のお客さま向けに「ネオdeきぎょう」を発売しました。

「ネオdeきぎょう」の特長

1. 経営者に必要な万一の場合の高額な事業保障の確保が可能
2. 解約返戻金を活用して、退職金準備などの将来に向けた資産形成が可能
3. 健康状態に関する簡便な告知のみでお申し込み可能

「ネオdeきぎょう」は、万一の場合の事業保障資金や退職金準備など、経営者の皆さまのニーズに対応することが可能な定期保険です。



● 医療保険などの改定概要

2018年2月に「ネオdeいりょう」「ネオdeいりょう健康プロモート」「ネオdeいちじきん」の改定を行いました。



「ネオdeいりょう」の健康保険料率の特長

被保険者の入院歴、喫煙状況、体格(BMI)が所定の基準を満たす場合、「健康保険料率」が適用され、基準を満たしていない場合に比べて保険料が割引になります。

「ネオdeいりょう」、「ネオdeいちじきん」の特定疾病保険料払込免除特約の改定

保障のニーズにあわせて、3つの型から選択可能になりました。上皮内がんや急性心筋梗塞以外の心疾患、脳卒中以外の脳血管疾患にも対象範囲を拡大した保障も可能となります。

「ネオdeいりょう」の手術保障特約の改定

給付金額の設定により、入院中の手術に対する給付金額が一律のI型または所定の三大疾病の治療を目的とする入院中の手術に対する保障を充実させたII型のいずれかの特約の型を選ぶなど設計の自在性が高まりました。

「ネオdeいりょう」の契約年齢拡大

これまで20歳以上からの取扱いだったところ、0歳からご加入いただけるようにしました。

「ネオdeいりょう健康プロモート」の支払削減期間撤廃

契約日からその日を含めて1年間は保障額を50%に抑える「支払削減期間」を主契約、特約ともに撤廃しました。

(注) 上記は商品の概要を説明したものであり、契約にかかわるすべての事項を記載したものではありません。

ご加入をご検討の際は、「商品パンフレット」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

● ご契約者さまへの情報提供

ご契約者さまに以下の資料をご提供し、ご契約内容の状況や会社情報などについて、正確にご理解いただけるよう努めています。

ご契約に関する情報

「保険証券」

ご契約者さま宛に送付しています。ご契約内容をお知らせするとともに、保険金・給付金などのご請求やご契約内容の変更などについてわかりやすく記載しています。なお、第三者機関であるUCDA(一般社団法人ユニバーサル コミュニケーション デザイン協会)による認証を受けています。



■「1年組み立て保険」以外のご契約者さま 「総合通知」(年に1度のネオレター)

「1年組み立て保険」以外のご契約者さまに、ご契約内容などをお知らせする資料です。1年に1度お送りします。

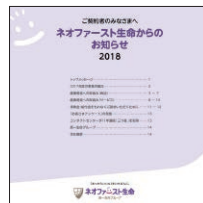
■「1年組み立て保険」のご契約者さま 「更新手続きのご案内」

「1年組み立て保険」のご契約者さまに、ご契約内容を明示のうえ、更新日での契約内容の見直しについてご案内する資料です。毎年の更新日の2カ月前にお送りします。

経営に関する情報

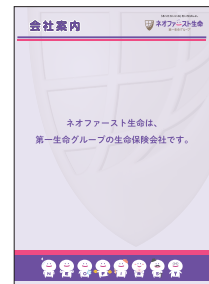
「ネオファースト生命からのお知らせ」

決算の概況と主な事業活動をご報告する資料です。1年に一度お送りします。



「会社案内」

当社の概要をお知らせする資料です。



「ネオファースト生命 アニュアルレポート2018」(当冊子)

保険業法第111条に基づくディスクロージャー資料です。当社の業績や財務状況などを記載しています。



「Web サイト」

商品、保険料試算、会社概要などを掲載しています。Webサイトアドレス <http://neofirst.co.jp>



● 商品に関する情報およびデメリット情報のご提供方法

当社では、保険契約のご加入に際し、商品の仕組みや内容を、デメリットとなる情報も含めてお客さまに十分ご理解いただいたうえで申し込みいただけるよう、商品に関する十分な情報提供を行っています。

商品に関する情報やデメリット情報について、以下のご説明資料をご提供し、お客さまに理解を深めていただけるよう努めています。

ご契約締結前の情報提供

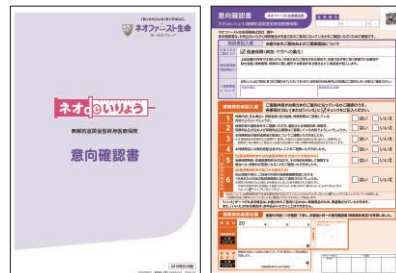
「商品パンフレット」

商品の仕組みや特長、保障内容についてわかりやすく記載した資料です。



「意向確認書」

お申込みいただく商品がお客さまのご意向に沿っているかをご確認いただくための書面です。



「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」

「契約概要」

ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。



「注意喚起情報」

お申込みに際して、特にご注意くださいいただきたい事項を記載しています。

「ご契約のしおり・約款」

ご契約についての重要事項などぜひ知っていただきたい事項をわかりやすく説明した「ご契約のしおり」と、ご契約からお支払いまでのさまざまな取り決めを記載した「約款」です。



● お客さまサービスの電子化の取組み

新契約手続きのペーパーレス化の取組み

当社では、従来の紙のお申込書に加えて、通常のパソコンだけでなくタブレット端末利用も考慮したペーパーレスでの申込手続きを採用・推進しています。金融機関代理店や来店型保険ショップなどと協力して順次展開を進めており、ペーパーレスでのお手続きが可能な代理店は拡大しています。

これにより、新契約募集における事務の効率化、不備の抑制、成立までの期間短縮が可能となり、お客さまの負担を軽減しています。また、ペーパーレスのお手続きに関するシステムの改善を進め、お客さまや代理店の皆さまの利便性向上に努めています。

● 健康増進コンセプトを反映させたサービス

当社は、健康(日常)～未病～入院・治療など(非日常)といったお客さまの状況に応じた健康増進サービスを揃えています。

サービス一覧

	健康(日常)	未病	入院・治療など(非日常)
ネオファースト生命のサービス	スマートフォン向けアプリ 「健康第一forネオファースト生命」 健康第一		
当社提携先企業のサービス	入院費用前払いサービス		
	先進医療情報検索ナビ		
	特定先進医療キャッシュレスサービス		
	24時間電話健康相談サービス		
タニタ社員食堂®レシピの提供	提供:ティーベック(株)		
	セカンドオピニオンサービス		
	提供:ティーベック(株)		
	受診手配・紹介サービス		
タニタ社員食堂®レシピの提供	提供:ティーベック(株)		
	家事代行サービス利用紹介		
タニタ社員食堂®レシピの提供	提供:(株)タニタ		
	提供:(株)タスカジ		

サービスの主な内容(各サービスのご利用条件など、詳細は当社Webサイトをご覧ください。)

スマートフォン向けアプリ

「健康第一forネオファースト生命」

健康第一

ネオファースト生命

健康診断の結果から健康状態がわかる!

自分に合った改善コースを選べる!

コースに合わせてタスクの内容が変わる!

タスクを達成すると抽選でプレゼントも!

1 現在の健康状態をチェック

2 改善コースを選択

3 4つのタスクを毎日実行

4 抽選

【オススメのサポートコンテンツ】

My*健診アドバイス

提供:(株)JMDC/ネオファースト生命保険(株)/キャノンマーケティングジャパン(株)

健康診断結果にスマホのカメラをかざすだけで、自動的にデータを読み取って健康年齢^{※1}と健康タイプを表示。わかりやすい改善の指標とアドバイスを提供します。

※1.「健康年齢」は、(株)JMDCの登録商標です。

FaceAI (フェイスエーアイ)

提供:ModiFace Inc./TecPower Inc.

飲酒・喫煙シミュレーション監修:京都大学 健康科学センター 教授 石見 拓

スマホで撮影した自分の顔写真を取り込むことで、生活習慣や加齢による将来の自分の顔の変化を20歳から90歳までシミュレーションできます。

My*カロリーチェック

提供:ソニーモバイルコミュニケーションズ(株)/(株)ウィット

スマホのカメラで食事を撮影するだけで、手軽に摂取カロリーと栄養素が算出されます。

お薬手帳+プラス

提供:日本調剤(株)

家族全員の服薬状況などをひと目で把握でき、服薬の時間や通院予定日をアラームで通知、“うっかり忘れ”を防止します。

タニタ社員食堂®レシピの提供

タニタ社員食堂®レシピ

対象の生命保険のご契約者さまを対象に、(株)タニタが提供するスマートフォン・携帯電話向けレシピサイト「タニタ社員食堂®レシピ」を6カ月無料(通常月額200円・税抜)でご利用いただける特典を提供しています。本レシピサイトはヘルシーレシピ900以上を有料で公開し、栄養素表示や、メモ機能、管理栄養士による食事診断やFAQの掲載など、健康管理やダイエットに役立つ機能が充実しています。

お客さまにレシピサイト「タニタ社員食堂®レシピ」をご活用いただき、食習慣の改善につなげていただくことで健康増進・維持のサポートができればと考えています。

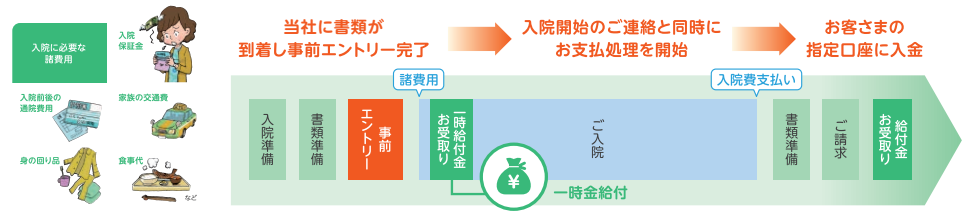
(注)タニタ社員食堂は(株)タニタの登録商標です。

提供:(株)タニタ

16

(登) B18N3001 (2018.6.26) ②

24時間電話健康相談サービス	経験豊かな医師や保健師、看護師などの相談スタッフが24時間365日・年中無休で電話による健康相談・医療相談、医療機関や専門医の情報提供や、介護・育児に関するご相談、メンタルヘルスに関するご相談などにきめ細かくアドバイスします。 提供:ティーベック(株)
セカンドオピニオンサービス	面談・電話によるセカンドオピニオンや、セカンドオピニオンが可能な医療機関の情報を提供します。面談の結果、より高度な専門性が必要と総合相談医が判断した場合は、優秀専門臨床医をご紹介します。その際、紹介状(診療情報提供書)も無料で発行します。 提供:ティーベック(株)
受診手配・紹介サービス	主治医のもとでは対応できない治療法や手術方法が必要と主治医が判断した場合などに、各専門分野の医師が在籍し治療可能な医療機関での受診の手配・紹介をします。 (注)1.原則、がん(悪性新生物)・脳血管疾患・心疾患が対象となります。 提供:ティーベック(株)

入院費用前払いサービス 	2016年3月より、支払対象となる入院に対して、簡単な手続きで入院初期に一時金をお受け取りいただく「入院費用前払いサービス」を提供しています。 「入院費用前払いサービス」をご活用いただくことで、入院初期に前倒しで入院一時給付金(入院治療一時給付金)を受け取ることが可能になります。 「入院費用前払いサービス」に必要な書類は当社Webサイトで印刷できるなど、お客さまのお手続きがより簡単に行える対応を随時行っています。 <サービスの流れ> 
先進医療情報検索ナビ	先進医療はその制度上、対象となる技術や医療機関が限られているため、当社では治療開始前や給付金をご請求いただく前に先進医療特約の対象となるかをご自身でお調べいただける情報検索サイト「先進医療情報検索ナビ」(http://neofirst.co.jp/senshiniryonavi/)を提供しています。
特定先進医療キャッシュレスサービス	治療費が高額となる「重粒子線」または「陽子線」の先進医療を受療された場合、当社が先進医療給付金を対象医療機関*に直接お支払いする「特定先進医療キャッシュレスサービス」をご用意しています。先進医療に対する技術料は公的医療保険の適用対象外であることにより全額自己負担となります。「特定先進医療キャッシュレスサービス」を活用いただくことで一時的に生じる高額な費用負担がなく、安心して治療に専念いただけます。

※事前に当社のサービス導入についてご了解いただいている医療機関になります。対象医療機関は随時拡大していますので、詳細は当社Webサイトをご覧ください。

家事代行サービス利用紹介 	当社ご契約者世帯向けに、タスカジによる家事代行サービスを紹介します。例えば、ご契約者さま自身やご家族が入院した際に、給付金をお受け取りいただくだけでなく、家事代行サービスに使っていただくことで、家事の負担を軽減し、家事の担い手の「心身の健康」をサポートします。(給付金受け取りの有無にかかわらずご利用いただくことができます。) 提供: (株)タスカジ
--	---

『24時間電話健康相談サービス』『セカンドオピニオンサービス』『受診手配・紹介サービス』について

- (注)2.各サービスの詳細につきましては、当社のWebサイトをご確認ください。
- (注)3.ご契約後のサービスは当社の保険商品の保障の一部ではありません。当社が提携する各企業が提供するサービスです。
- (注)4.各サービスは、予告なく変更・終了する場合があります。また、予告なく提携企業を変更する場合があります。
- (注)5.ご利用の際は、保険証券をご準備のうえ、お電話にて当社のお客さまである旨をお伝えください。
- (注)6.日本国内のご利用に限りです。また、一部のサービスについては地域や内容により、ご利用いただけない場合やご要望に沿えない場合があります。
- (注)7.ご利用いただける期間は、ご契約いただいた当社の保険契約の保険期間が終了するまでとなります。
- (注)8.ご利用にあたり実際に提供されるサービスについては、当社は責任を負いかねます。
- (注)9.セカンドオピニオンサービス、受診手配・紹介サービスは、病名などが判明している場合に限り、ご利用できます。また、すでに終了している治療についてなど、ご相談をお受けできない場合があります。その他諸条件がありますのでサービスを受ける際にご確認ください。

● 適切に保険金などをお支払いするための取組み

基本方針

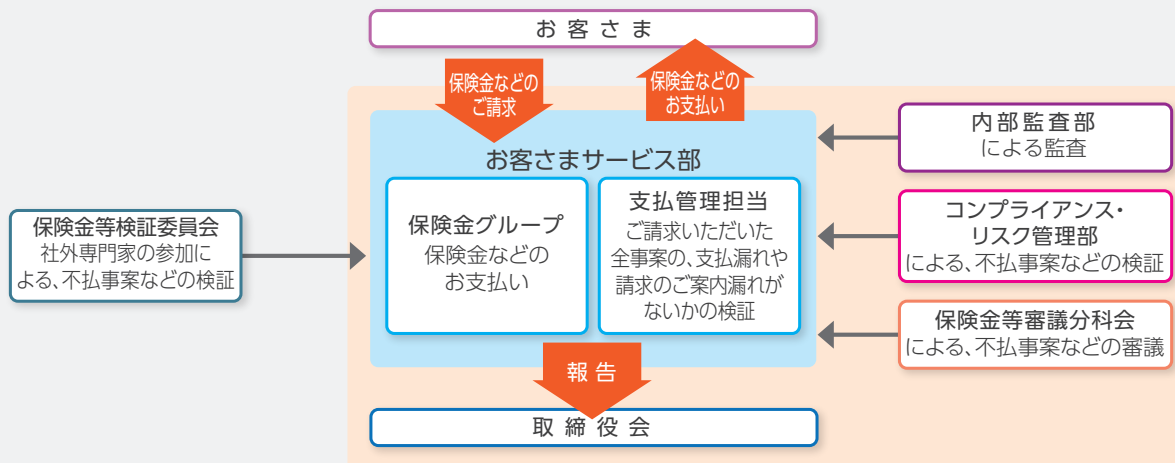
当社は、迅速・適切に漏れなく保険金などをお支払いすることと、適切・的確にお客さま対応を行うことが、生命保険事業の運営において極めて重要であることと認識し、保険金等支払管理態勢の強化に取り組んでいます。

お客さまから信頼いただける保険会社であるために

当社では、保険金などのお支払いに関して経営陣自らがその態勢整備に深く関与するなど、お客さまから信頼いただける保険会社であるべく、保険金等支払業務の迅速・適切な運営とともに、より公平・公正な保険金などのお支払いができる仕組みの構築に、次のとおり取り組んでいます。

- ・ 保険金などのお支払いの適切性を高めるため、保険金等支払部門の整備およびさらなる高度化を進めるほか、お支払いできない事案などの妥当性審議や支払いに関する各種規程の制定・改廃などに関する協議を行うための機関として保険金等審議分科会を設置し、迅速かつ適切なお支払いのための態勢構築に取り組んでいます。
- ・ 保険金等支払業務に関しての客観性・透明性と、より公平・公正な判断を確保するため、弁護士、消費者問題専門家、医師などの社外の専門家をメンバーに含めた保険金等検証委員会を設置しています。
- ・ 保険金などをお受け取りいただけなかったことについてご納得いただけなかった場合に、ご希望により社外弁護士(当社と顧問契約を締結していない弁護士)に無料でご相談いただける社外弁護士相談制度を用意しています。
- ・ ご請求いただいた全事案に対して、お客さまサービス部支払管理担当による支払漏れやお客さまへの請求のご案内漏れがないかの検証、内部監査部による監査とコンプライアンス・リスク管理部による検証を実施し、正確、公平・公正なお支払いができる態勢を構築しています。

保険金等支払管理態勢



(注) 保険金などのお支払いの対象とならない理由にご不明な点、ご納得いただけない点などがございましたら、「社外弁護士相談制度(当社と顧問契約を締結していない弁護士との無料でのご相談)」をご利用いただくことができます。

2017年度の取組み

より一層お客さまサービスを向上させるため、以下のとおりご請求手続きにかかるお客さまの利便性の向上や透明性の確保を考慮したサービスの充実を図りました。

請求手続きの利便性向上	・ 請求者が請求書類へ署名ができない場合に、配偶者や親族以外の、代理店保険募集人・当社従業員・介護ヘルパーなどの代筆でも請求をいただけるよう、代筆取扱いの範囲を拡大しました。 ・ 請求時の必要書類の一部簡略化を行うとともに、ご提出いただいた書類に不足がある場合は、お客さまの同意に基づき、当社から医療機関へ受診内容などを直接照会することにより、一定の条件のもと、お客さまから追加書類を提出いただくことなく、手続きを行うことも可能としました。
請求手続きに関するフォロー体制の強化	・ 請求手続きのフォローを行う専門のオペレーターを新設し、お客さまへのアウトバウンドコールを集約化することで、質の高いサービスを均一に提供できる体制を整えました。 ・ 通院給付金の請求勧奨業務をシステム化し、事務処理フローの統一を図ることで、より迅速にお客さまへ請求手続き案内を行える体制にしました。 ・ 保険金などの「お支払明細」に通院給付金や抗がん剤治療給付金などの請求を促す文言を追加することで、お支払いした内容以外に請求いただける支払事由がないかをお客さまに確認いただき、保険金などの新たな請求につなげる取組みを行いました。
「社外弁護士相談制度」による支払管理態勢の強化	・ ご希望のお客さまには中立的な立場である社外弁護士をご紹介し、無料相談をご利用いただける「社外弁護士相談制度」を2018年4月1日から開始しました。
代理店用マニュアル整備による代理店サポート体制の強化	・ 保険金などの請求手続きの際に、お客さまにご準備いただく必要書類、当社からお客さまにお伺いする内容、当社での事務処理手順などをまとめた代理店用マニュアルを整備しました。

〈支払件数と金額〉

(単位：件、百万円)

		個人保険			
		2016年度		2017年度	
		件数	金額	件数	金額
保険金	死亡・高度障害保険金など	87	955	112	968
給付金	入院・手術給付金など	3,850	317	8,844	572
合 計		3,937	1,273	8,956	1,541

● コンタクトセンターのご紹介

アドバイザーの対応内容について

当社コンタクトセンターでは、お客さまの「一生涯のパートナー」を目指し、お客さま一人ひとりの期待に誠実に応えられるよう、研修などを行い対応品質向上に努めています。機械音声などは使用せず、すべてのお問い合わせにアドバイザーがコンタクトセンターフリーダイヤルにてお客さまの立場に立ってわかりやすく丁寧にご案内させていただきます。

ご契約者さま向け、シニア専用フリーダイヤルの開設について

70歳以上のご契約者さまを対象としたシニア専用フリーダイヤルを設置しています。お客さまのご相談やご照会に対して、ゆっくりとわかりやすく丁寧な対応を行います。

コンタクトセンターの客観的な評価について

当社コンタクトセンターはサポートサービス業界の国際機関Help Desk Institute (HDI:ヘルプデスク協会) の日本法人HDI-Japanの格付け調査において、2007年度から2017年度まで11年連続で国内最高評価を示す「三つ星」を獲得しました。

この格付け調査は「サービス体制」「コミュニケーション」「対応スキル」「プロセス/対応処理手順」「困難な対応」の5項目に分けられ、評価視点は「お客さまがどう感じているか」を重視しています。

当社は、今後も「お客さま第一の業務運営方針」のもと、お客さまに安心感・納得感をもっていただけるコンサルティングを行うよう努めていきます。



コンタクトセンターフリーダイヤル

■商品に関するお問い合わせ・ご相談窓口

☎ 0120-312-201

9:00～19:00（土曜日は17:00まで）日・祝日を除く

■ご契約者さま 専用窓口

☎ 0120-226-201

9:00～19:00（土曜日は17:00まで）日・祝日を除く

■70歳以上のご契約者さま 専用窓口 (シニア専用ダイヤル)

☎ 0120-515-201

9:00～19:00（土曜日は17:00まで）日・祝日を除く

■「1年組み立て保険」ご契約者さま 専用窓口

☎ 0120-833-337

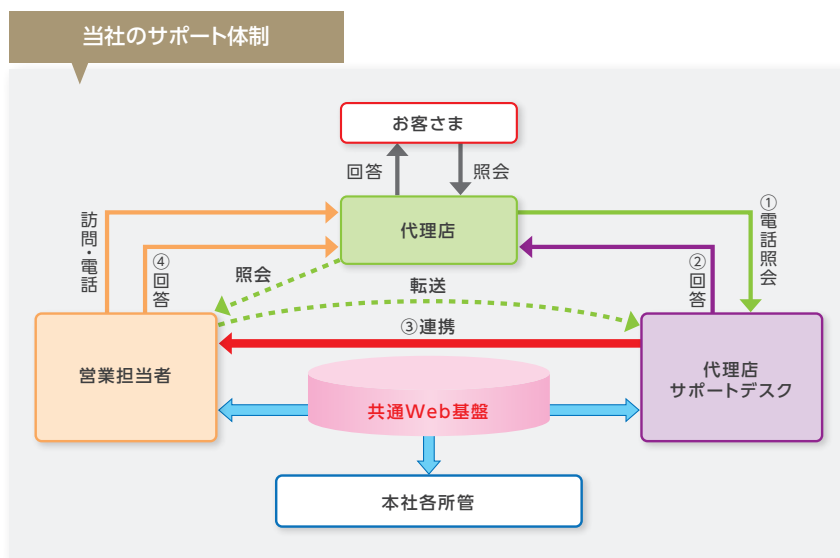
9:00～19:00（土曜日は17:00まで）日・祝日を除く

● 代理店サポートデスクのご紹介

代理店サポートデスクについて

当社代理店サポートデスクは、2015年8月の新商品発売に合わせて新設されました。代理店サポートデスクには、生命保険募集人資格を持つアドバイザーを配置し、委託先代理店からのさまざまな照会に対し、正確・迅速・丁寧に対応する体制を整備しています。2018年度は、正確・迅速・丁寧な対応に加え、高い水準でのサポートを実現するよう、専門知識習得のための研修を導入し、より高いレベルでの対応を目指しています。

代理店サポートデスクにお電話いただいた情報は、下図のとおり共通のWeb基盤を用いて各代理店の営業担当者と共有し、複数部門で代理店の活動を捉えた迅速な販売支援を行っています。各代理店の営業担当者と代理店サポートデスクで、委託先代理店サポート力No.1を実現します。



お電話いただいた内容1つ1つに対し、正確・迅速・丁寧な対応を心がけています。皆さまのお役に立てるよう、常に一歩先を見据えた対応を目指しています。

● 相談・苦情対応態勢、苦情の件数、および苦情からの改善事例

お客さまの声を活かす取組み

当社では、次のようなお客さま満足の向上に取り組んでいます。

1. お客さまからの相談・苦情などへの対応を最優先の課題と認識し、迅速、適切、かつ誠実に対応します。
2. お客さまからの相談・苦情などを、商品・サービスや業務の品質向上に積極的に活かします。
3. お客さまが利用しやすい受付窓口を整備するとともに、お客さまが必要な情報を積極的に提供します。
4. お客さまからの相談・苦情などをもとに、お客さまサポートなど管理態勢を継続的に見直し、改善していきます。

お客さまの声を活かすための組織・体制

当社では、お電話や各種アンケートなどで承ったお客さまの声を「承り票」で漏れなく集約し、速やかな対応と改善策を検討する態勢を構築しています。また、全社横断的なメンバーで構成する「お客さま第一推進分科会」を設置し、ご契約時や保険金お支払い時の適正な業務運営のあり方、および、承ったご意見・ご要望をお客さま満足の向上に活かすための対応策を組織的に検討しています。

なお、当社では「お客さまの声」を積極的に会社経営に活かすことを目的に、コンタクトセンターにお客さま第一推進室を設置し、日々、業務の品質向上・改善活動に取り組んでいます。

お客さまの声(苦情)の件数

苦情分類	主な事例	件数	全体に占める割合(%)
新規のご加入に関するもの	・申込方法について ・保険証券の送付時期について	341	46.6
保険料のお支払いに関するもの	・保険料が指定口座から引き落とされていない	93	12.7
ご契約内容の変更などのお手続きに関するもの	・契約が自動的に更新されている ・書類の記入方法がわからない	54	7.4
保険金などのお支払いに関するもの	・保険金・給付金の支払時期、請求について	98	13.4
その他	・保険料控除証明書について	145	19.8
合計		731	100.0

(注) 1. 苦情の定義

お客さまからの当社に対するお申し出のうち、お客さまが当社の業務全般に起因して不満の意を表明されたものをいいます。苦情には、当社に直接お申し出いただいたもの、および、代理店、国民生活センター、消費生活センター、生命保険協会・監督官庁などを経由して当社に連絡が入ったものを含みます。

お客さまの声を踏まえて改善を行った事項

申出内容(ご意見・ご要望) 「未成年の子どもにも保障を持たせたい。」などのお申し出	➡	改善内容 0歳のお子さまから加入できるように、医療保険の取扱基準を改定 (注) 2. 一部の商品に限られます。 (注) 3. 2018年2月以降の新規お申込みから対象となります。 (2018年2月実施)
申出内容(ご意見・ご要望) 「保険料の割引サービスを拡大して欲しい。」などのお申し出	➡	改善内容 健康状況が当社の定める基準を満たす場合に、契約時から保険料が安くなる「健康保険料率」を適用する仕組みを導入 (注) 4. 一部の商品に限られます。 (注) 5. 2018年2月以降の新規お申込みから対象となります。 (2018年2月実施)
申出内容(ご意見・ご要望) 「お問い合わせ窓口のサービスを充実させて欲しい。」などのお申し出	➡	改善内容 70歳以上のご契約者さまを対象とした専用フリーダイヤルを開設 シニア専用ダイヤル: 0120-515-201 9:00~19:00(土曜日は17:00まで) 日・祝日を除く (2017年9月実施)

●「お客さまアンケート」の実施

当社は、お客さま満足向上のため定期的にご契約者さまの声を収集し、いただいた声をサービス改善に活かす取り組みを行っています。

すべてのご契約者さまを対象に、当社のお客さま対応全般に関するアンケート調査を年1回定期的に実施しています。

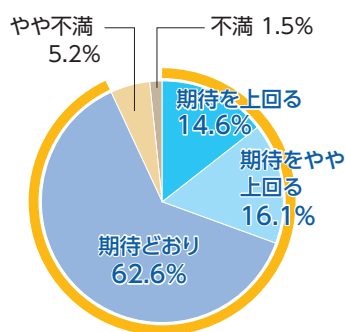
(対象データ:2017年度に実施したアンケート約7万4千件に対して、ご回答のあった4,766件)

電話・メール対応お客さま満足度

アンケート記入日以前の1年間に、ご契約に関連して当社に電話・メールでご連絡をいただいたご契約者さまを対象に満足度をうかがいました。

9割を超えるご契約者さまより、「期待を上回る」「期待をやや上回る」「期待どおり」とのご回答をいただきました。

〈電話・メール対応お客さま満足度〉

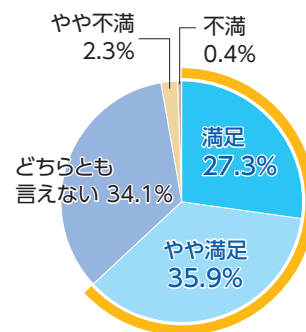


当社に対する総合的な満足度

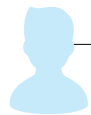
当社の経営状態・取組み・お客さまサポートに対して総合的な満足度をうかがいました。

過半数のご契約者さまより、「満足」「やや満足」とのご回答をいただきました。

〈当社に対する総合的な満足度〉



アンケートからいただいた感謝の声



給付金請求時の対応が丁寧で親切でした。入金も早く、心細い気持ちだった私には頼もしく感じられました。ありがとうございました。(54歳・男性)



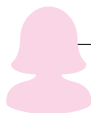
手術給付金の請求をした際、親切に案内していただきとても良かったです。信頼できる会社だと思いました。今後もよろしくお願いします。(53歳・男性)



コンタクトセンターに契約内容変更の相談をした際に、対応が的確かつ丁寧でした。土曜日に電話できることも、とても助かります。(44歳・男性)



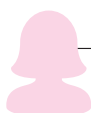
問い合わせをさせていただいた際の対応に、とても満足しています。特に、説明や対応の速さについては期待以上の満足感がありました。(50歳・男性)



初めての保険加入でしたが、商品の独自性もあって予算内で充実した保障内容となり、とても満足しています。ありがとうございました。(29歳・女性)



既往歴のある人も入りやすい引受基準緩和型保険に加入できて良かったです。5年間、健康でいられたら保険料が下がる点も嬉しいです。(45歳・男性)



事業の概況や商品の紹介などタイムリーなお知らせをもらえるので、いつも役立てることが出来ます。年齢とともに医療保険の見直しや加入したい商品もあるので、生活習慣病に特化している商品は魅力があります。今後もより良い商品やサービスを期待しております。(30歳・女性)

● 自治体との連携

横浜市と「市民の健康づくりに係る連携に関する覚書」を締結

2016年6月に、横浜市と「市民の健康づくりに係る連携に関する覚書」を締結しました。横浜市では、健康寿命日本一を目指し、新たな健康施策を、経済の分野などとも連携して幅広く展開し、全市民が健康づくりに取り組むまちづくりを進めています。本覚書については、この取組みの一環として締結したものです。

福岡県と「がん対策推進企業等連携協定」を締結

2016年10月に、福岡県と「がん対策推進企業等連携協定」を締結しました。福岡県では、2018年3月に「第3期福岡県がん対策推進計画」を策定し、「科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実」「患者本位のがん医療の実現」「尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築」「働く世代のがん患者支援の充実」を全体目標に、がん対策を推進しています。本協定については、この取組みの一環として締結したものです。



2016年 協定締結式の様子
横浜市健康福祉局 鯉淵 信也 局長(写真左)
(役職は2016年当時)
当社 代表取締役社長 徳岡 裕士(写真右)

埼玉県と第一生命との包括連携協定への協同参画

2017年7月に、埼玉県と第一生命とが締結した包括連携協定へ協同参画しました。埼玉県と第一生命は、2009年に「がん啓発・がん検診受診率向上に向けた包括的連携に関する協定」を締結、第一生命さいたま総合支社が2016年に「多様な働き方実践企業プラチナ認定」を取得するなど各種取組みを推進してきました。今般、両者が13分野にわたる連携と協働に関する協定を締結することで、連携事項を従来から大きく拡充させ、「豊かな地域社会の活性化」「県民サービスの一層の向上」を目指していく中で、当社も協働していきます。

● 異業種との連携

お客さまの生活スタイルにフィットするさまざまな接点の構築を目指し、2017年2月に日本調剤(株)と業務提携契約を締結、5月に保険商品を販売開始し、2017年12月に(株)マツモトキヨシホールディングスと協業を開始しています。

今後もお客さまの健康増進の促進・支援につながり人々の暮らしと社会に貢献できるさまざまな取組みを行っていきます。

オリジナルキャラクター「ネオちゃんず」の誕生

「あったらいいな」をいちばんに。

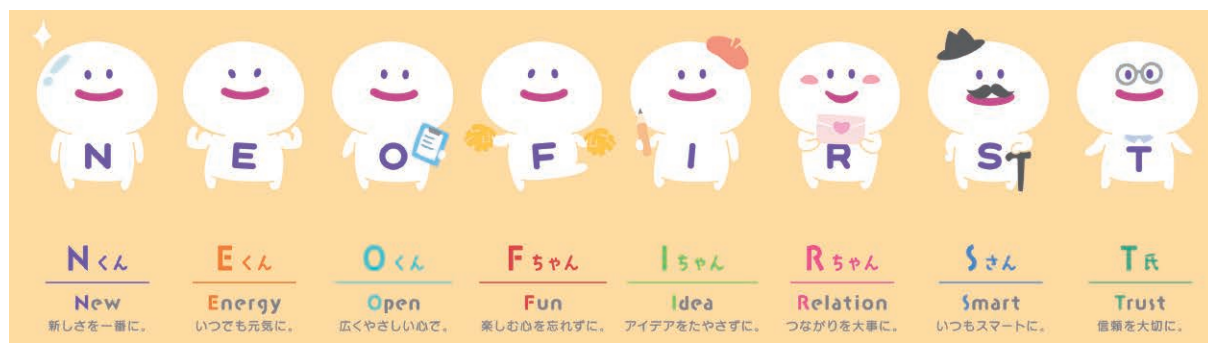


キャラクターに込めた想い

このキャラクターは私たちのミッションである“「あったらいいな」をいちばんに。”を表すシンボルマークとして社名ロゴに盛り込んでいたものです。3周年を機に、さらにお客さま本位の会社として飛躍し、支持されることを願って、いま一度「新しいことにいちばん最初に挑戦していこう。みんなで未来を創ろう。」との想いをお伝えするために、ロゴからキャラクターに昇華させることとしました。真っ白く丸いカタチには、まっさらな気持ちで挑戦する姿勢を、8人の仲間は、多様性を尊重しながらチカラをあわせて進んで行く気持ちを表しています。

8人の仲間たちの紹介

8人それぞれに名前と特長があります。私たちネオファースト生命が、真っ先に未来を創っていくために大切にしている“ネオファースト生命らしさ”を表したものです。

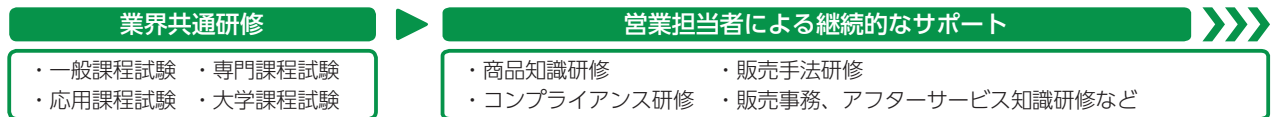


● 代理店教育・研修の概略

生命保険の販売においては、お客さまのニーズを正確に把握し、お客さま一人ひとりの意向に合わせた保険商品を提案することが必要です。

当社は、営業パートナーである代理店の募集人がお客さまへ最適な提案ができるよう営業担当者が代理店を訪問し、日常的な情報提供や研修にて代理店をサポートしています。

営業担当者による研修は、商品知識に限らずお客さまに提案する際の注意点やコンプライアンスに関する注意点なども含んでおり、募集人がお客さまへ最適な提案ができるようフォローアップしています。



● 人財育成

人財育成方針

当社は、「スピード重視」と「自律した個の尊重と組織力の最大化」「新たなお客さま満足の創造」をともに実現できる人財を「求める人財像」と位置付け、第一生命グループの一員としてお客さま、社会の皆さまからの期待に応え続け、企業価値を高めることができる人財育成を目指しています。

人財育成策

OJTでは組織課題・個人課題を設定したうえで、業務を通じたPDCAサイクルを回し、計画的・継続的な育成を実施しています。

Off-JTでは、当社独自に階層別研修を実施するとともに、社内交換留学制度による所属間の双方向の業務理解・人脈形成を進めています。また、部門別育成の強化に向けて各所属で部門塾を実施するとともに、全員が保険会社の従業員であることを改めて意識し保険医学知識の向上に取り組むことを奨励しています。また、自己啓発支援策としてeラーニングなどのさまざまなメニューを提供しています。

さらに次世代リーダーの育成として、中堅層には「メンター制度」を導入しており、経営管理職層からアドバイスやフォローを受ける体制を構築するとともに、上位職位への更なる意識付けを強化し、新任者には早期定着を目的としたインストラクター制度を設けています。

● CSR活動

当社は、企業の社会的責任を果たし、持続可能な社会の実現に貢献することを目指し、社会貢献活動や環境対策に取り組んでいます。

2017年度の主な取り組み

障がい者の自立支援

障がい者の支援事業者と協力して、障がい者による手作り商品の出張販売会を継続的に実施しています。販売会での当社従業員との交流を通じ、障がい者の自立を支援しています。2017年度は、福祉作業所「のぞみ園」さまに出張販売会を実施していただきました。

東日本大震災の被災地支援

従業員から古本などを収集して得た売却金を赤い羽根共同募金を通じて東日本大震災の被災地へ寄付しています。

音楽のアウトリーチ

日頃、音楽に触れる機会の少ない方々に良質な音楽を届ける活動として、第一生命、第一フロンティア生命と協働して、品川区の品川児童学園にてプロの演奏家による「クリスマスコンサート」を開催しました。

当日は、児童とその父兄の方にクリスマスソングや本格的なクラシック音楽を楽しんでいただきました。

節電

節電のために全社で、ブラインドの有効活用、パソコンの節電、空調温度の調整、クールビズなどに取り組んでいます。



多くの従業員が販売会に参加しました



コンサートの模様

● コーポレートガバナンス体制

基本認識

当社は、お客さま、募集代理店、社会、第一生命ホールディングスの株主、従業員などのマルチステークホルダーからの負託に応え、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、経営の監督と業務執行のバランスを取りつつ、透明・公正かつ迅速な意思決定を行うことを目的として、コーポレートガバナンス体制を構築しています。

取締役会および執行役員制度

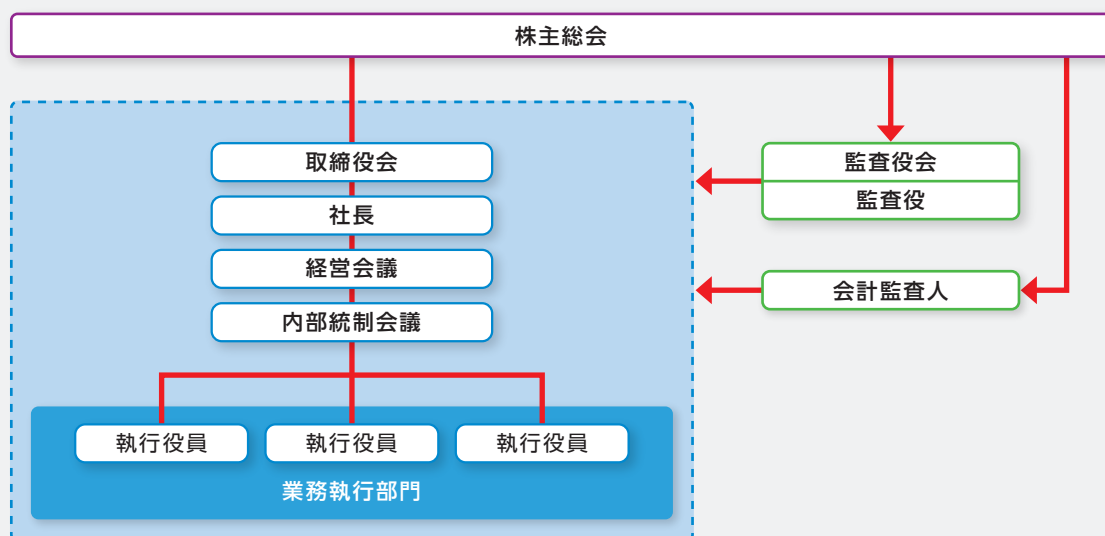
当社は、取締役会において、法令、定款および当社関連規程の定めるところにより、経営戦略、経営計画その他当社の経営の重要な意思決定および業務執行の監督を行うとともに、監査役会設置会社として、取締役会から独立した監査役および監査役会により、職務執行状況などの監査を実施しています。取締役会は、取締役に求められる義務を履行可能な者の中で、さまざまな知識、経験、能力を有する者により構成しています。

経営の意思決定および監督と、業務執行とを分離し、業務執行に係る迅速な意思決定を図るため、執行役員制度を導入しており、執行役員は、取締役会が選任し、取締役会が定める分担に従って業務を執行します。また、会長・社長および執行役員などで構成する経営会議を原則月2回開催し、経営上の重要事項および重要な業務執行の審議を行っています。

監査役

社外監査役を含めた監査役は、取締役会などに出席するとともに、取締役、執行役員、部門へのヒアリングなどを通じて、取締役および執行役員の職務の執行の監査、ならびに当社のコンプライアンス、経営全般にわたるリスク管理への対応状況、業務・財務の状況についての監査を行います。また、監査役会では、監査に関する重要な事項について協議を行います。そのため、監査役は、財務・会計に関する適切な知見を有する者を含むこととし、2018年7月1日現在監査役は4名(うち社外監査役2名)となっています。

コーポレートガバナンス体制



● 内部統制体制

基本認識

当社は、経営基本方針の具現化に向け、内部統制体制の整備および運営に関する基本的な事項を定めることによって、業務の適正確保および企業価値の維持と創造を図り、もって生命保険会社としての社会的責任の履行に資することを目的に、「内部統制基本方針」のもと、内部統制体制の整備および運営を行っています。

内部統制システムの整備状況

内部統制体制整備の一環として、内部統制会議を設置しています。内部統制会議は、経営会議のもとに設置される専門組織として、内部統制体制の整備・運営を推進し、コンプライアンス、情報資産保護、リスク管理、反社会的勢力対応、財務報告の適正性および内部監査の有効性の確認などを行います。内部統制会議は代表取締役および内部統制を担当する所管の担当執行役員などで構成され、定期的に開催されます。

● 内部統制基本方針

1. 法令・定款等を遵守し、社会的規範、市場ルールに則った事業活動を行うこと
2. 保険募集に関する法令等の遵守を確保し、適正な保険募集管理を行うこと
3. 顧客情報、限定情報、および重要事実等の情報資産を適切に保護管理すること
4. リスクの特性に応じた実効性のあるリスク管理を行うこと
5. 反社会的勢力との関係を遮断し被害防止を図ること
6. 企業集団としての業務の適正を確保すること
7. 財務報告の信頼性を確保し、適時適切な開示を行うこと
8. 内部監査により内部統制等の適切性、有効性を検証すること

● ERMの推進

基本認識

当社は、資本・リスク・利益の状況に応じた経営計画・資本政策などを策定し、事業活動を進めるエンタープライズ・リスク・マネジメント(ERM:Enterprise Risk Management)を推進しています。

ERMに関するリスク管理の取組みとして、経営計画などを策定する際に、統合的リスク管理所管がその妥当性を検証するほか、リスク許容度を設定・管理することなどにより、リスクの所在、種類および特性を踏まえて資本・リスク・利益を適切にコントロールするとともに、リスク管理の高度化を推進しています。

● リスク管理

基本認識

当社では、健全かつ適切な業務運営を確保し、保険契約上の責務を確実に履行するために、当社におけるさまざまなリスクについて把握・評価を行い、各リスク特性に基づいた的確な対応を行うとともに、それらのリスクを統合的に管理することとしています。さらに、それらのリスク量と自己資本などの財務基盤を会社全体で管理し、会社の健全性向上に努めています。また、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機・大規模災害が発生する事態に備え、管理体制を整備しています。

リスク管理に関する方針・規程など

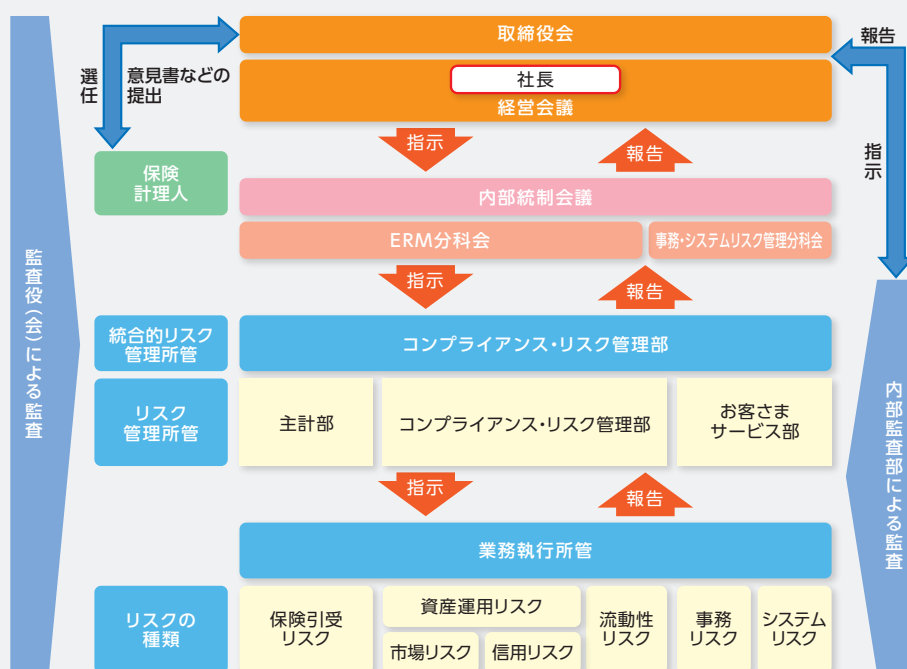
当社では、まず「内部統制基本方針」のなかで、リスク管理に関する基本的な考え方や取組み方針などについて定めています。この基本方針のもと、リスクごとの管理の考え方を「統合的リスク管理基本方針」および各リスクごとの基本方針で定め、さらに、これらの基本方針を踏まえた実務上のルールとして各リスク管理規程などを制定しています。

リスク管理に関する組織体制

事業運営を通じて発生する各種リスクについては、各リスクごとの基本方針に基づき、各リスク管理所管がリスクカテゴリーごとに業務執行を牽制する体制を整備しています。さらに、会社全体のリスクを統合的に管理する組織として、コンプライアンス・リスク管理部を設置し、体制の強化を図っています。また、定期的に開催される内部統制会議や、その下部組織であるERM分科会、事務・システムリスク管理分科会などにおいて、経営層が各リスクに対する情報を共有化し、意思決定に資する体制としています。こうしたリスク管理機能の有効性・適切性は内部監査部が検証しています。

リスク管理の状況は、取締役会・経営会議などに報告されています。さらに監査役は、経営層をはじめとして、会社のリスク管理全般を対象に監査を実施しています。

リスク管理に関する組織体制



総合的リスク管理の取組み

総合的リスク管理とは、当社が直面するリスクに関して、潜在的に重要なリスクを含めて相対的に捉え、自己資本などと比較し、さらに、保険引受や保険料率設定などフロー面を含めた事業全体としてリスクをコントロールする枠組みです。当社では、当社の内部モデルに基づき計量化した各種リスク量を統合し、自己資本などと対比することなどにより健全性をコントロールしています。

当社では、内部統制会議やその下部組織としてERM分科会、事務・システムリスク管理分科会を設置し、各リスクの抑制および管理体制の強化を図っています。

また、負債特性を考慮した資産運用方針の策定、新商品の開発、適切な予定利率の設定などにおいて、リスク管理所管が保険引受リスク、資産運用リスクなどのチェックや妥当性の検証を行っています。

なお、保険引受リスクの軽減を図るために、保険契約を再保険に付す際には、再保険引受先の財務内容などを確認し選定しています。

ストレス・テストの実施

当社では、リスク量の計量化では捉えきれない事象を認識・把握するため、金融市場の混乱や大規模災害などの過去の出来事や将来の見通しなどに基づき考えられる最悪の状況を想定したストレス・テストを実施し、健全性に与える影響を分析しています。

ストレス・テストの結果は、取締役会・経営会議などに定期的に報告されており、必要に応じて市場環境などの確認、モニタリングの強化、経営上あるいは財務上の対応を検討・実施することとしています。

リスクの定義

リスクの種類		内 容
保険引受リスク		「経済情勢や保険事故の発生率などが保険料設定時の予測に反して変動することにより、会社が損失を被るリスク」に代表されるリスクです。
資産運用リスク	市場リスク	金利、為替、株式などのさまざまな市場環境の変化により、保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクや、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクです。
	信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化などにより、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクです。
流動性リスク		保険料収入の減少などにより資金繰りが悪化し、通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされ損失を被るリスク（資金繰りリスク）、および市場の混乱などにより市場取引ができなくなるなどのリスク（市場流動性リスク）です。
事務リスク		役員および従業員が正確な事務を怠るあるいは事故・不正などを起こすなどにより、お客さまおよび会社が損失を被るリスクです。
システムリスク		コンピュータシステムのダウンもしくは誤作動などのシステム不備、またはコンピュータの不正使用などによって、お客さまおよび会社が損失を被るリスクです。

（注）当社では、上記リスクのほか、法務リスク、労務リスクおよび風評リスクについて、リスク管理を実施しています。

内部統制セルフ・アセスメント(CSA:Control Self Assessment)の取組み

当社は、統合的リスク管理の一環として、リスクを網羅的に洗い出し、その重要性和統制状況を評価したうえ改善取組みを推進する活動として、「内部統制セルフ・アセスメント(CSA)」を実施しています。

「内部統制セルフ・アセスメント(CSA)」によるリスク抑制・業務改善のサイクル



「内部統制セルフ・アセスメント(CSA)」は、業務に内在するリスクの洗い出しから始まる上図のサイクルを実施することにより、リスク抑制・業務改善を推進する活動です。当社では、「リスク抑制・業務改善を推進する活動」として、全社でこの取組みを実施することにより、お客さまからの一層のご信頼とご支持を得られるよう努めていきます。

● コンプライアンス(法令等遵守)

基本認識

当社は、法令などを遵守し、社会的規範、市場ルールに従うことが事業活動を行ううえでの大前提であると認識しています。当社は、生命保険会社としての社会的責任と公共的使命を自覚し、社会およびお客さまからの揺るぎない信頼の確立と向上に向け、すべての事業運営においてコンプライアンスを推進し、公正かつ透明な企業活動を行っていきます。

コンプライアンスに関する方針・規程など

当社は、コンプライアンスを経営の重要課題として位置付け、社会およびお客さまから信頼される企業であり続けるために、取締役会において「内部統制基本方針」を定め、この中でコンプライアンスに関する基本的考え方などを規定しています。この基本方針のもと、実務上のルールとして「コンプライアンス規程」を制定し、態勢整備や推進に関する細目を定めています。

コンプライアンスに関する組織体制

当社はコンプライアンスを全社的に推進する組織としてコンプライアンス・リスク管理部を設置しています。コンプライアンス・リスク管理部は、各部に任命配置した法令等遵守責任者、法令等遵守推進者と連携を取りながら、コンプライアンス態勢の整備・強化を進めています。さらに、各従業員が、直接通報・相談できる窓口を社内・社外(法律事務所)に設置しています。

また、コンプライアンスに関する重要事項は、内部統制会議やその下部組織であるコンプライアンス分科会などにおいて協議し、経営会議・取締役会に報告する体制としています。

こうしたコンプライアンス推進に関する有効性・適切性は内部監査部が検証しています。

コンプライアンスに関する組織体制



コンプライアンスの推進

当社では、取締役会が毎年度決定するコンプライアンス・プログラムに基づき、具体的な推進計画を策定し、コンプライアンス推進の取り組みを行っています。推進計画の進捗状況は、定期的に取り締役に報告され、経営がその推進状況を把握・評価できる態勢となっています。

また、法令等遵守責任者である部長は、半期ごとに「コンプライアンス推進に関する確認書」を社長あてに提出することとし、経営レベルでフォローすることによって、実効性を高める取り組みを行っています。

さらに、コンプライアンスの一層の浸透を図るために、「コンプライアンスマニュアル」を作成し、全役員・従業員に周知徹底を図るとともに、全役員・従業員に対する定期的なコンプライアンス研修に活用するなど、知識の向上と意識の定着に努めています。

また、保険募集に関与する代理店・募集人のために「コンプライアンスマニュアル(代理店用)」を作成し、研修・指導に活用しています。

勧誘方針

当社は、「一生涯のパートナー」をグループミッションとする第一生命グループの一員として、お客さまにご満足いただける最適な商品・サービスの提供に努めます。

1. 法令等の遵守

- ・当社は、お客さまからの信頼にお応えしていくため、法令及び社会規範、各種ルール、社規等を遵守した適切な勧誘・提案活動を行います。

2. 適切な勧誘について

- ・お客さまへの訪問・電話連絡等に当たっては、時間帯等ご都合に配慮し、お客さまのご意向に基づいた適切な勧誘活動を行います。

3. 適切な提案について

- ・お客さまの年齢、知識、ご家族の状況およびご加入目的等を踏まえ、お客さまに適した商品を提案いたします。
- ・商品の提案を行うに際しては、適切な資料を活用し、お客さまに商品内容を正しくご理解いただけるよう努めます。
- ・ご契約内容その他契約条項にかかわる重要事項について、お客さまにご理解いただくため、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」等の説明書面・冊子をお渡しする等により説明・明示を行います。
- ・特に高齢のお客さまに対しては、説明の内容を十分にご理解いただけるよう、より丁寧に分かりやすくご説明・対応いたします。
- ・お申込みをいただく際に「意向確認書面」にて、お申込みをされる保険商品がお客さまのニーズに合致していることについて再確認させていただき、お客さまのご意向に沿った商品にご加入いただけるよう努めます。

4. 教育について

- ・高いコンプライアンス意識の醸成と、適切な勧誘・提案が行われるための体制およびルールの整備・強化に努めます。
- ・お客さまのご期待にお応えできるよう、研修を継続的に実施し、知識・スキルを備えた従業員の育成に取組みます。

5. お客さまの声について

- ・お客さまからの様々なお問い合わせ、ご意見、ご相談には、丁寧かつ速やかに対応いたします。また、お客さまからお寄せいただいたご意見・ご要望を真摯に受け止め、その後の販売・勧誘に反映してまいります。

6. 個人情報の保護について

- ・業務上知り得たお客さまに関する情報については、当社で定めた個人情報保護方針に則り、厳格な管理の下、適切に取り扱います。

● 情報資産保護

基本認識

当社は、お客さまの氏名・生年月日・住所などや契約内容などの個人情報、医的情報などを長期間にわたり保有しています。当社では、法令や社内規程などを遵守し、適切な情報資産保護管理を行うことが、お客さまからの信頼を確保するための大前提であると認識しています。

情報資産保護に関する方針・規程など

「内部統制基本方針」のもとに、情報資産保護に関する基本的考え方や情報資産を適切に保護するための基準として「情報資産保護管理規程」などの各種規程を制定するとともに、具体的な安全対策基準などの細目を定めた「情報資産保護管理基準書」を制定しています。また、「個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法）」や「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律（以下、番号法）」の趣旨を踏まえ、個人情報の利用目的や保護管理などを定めた「個人情報保護方針」を取締役会の決定にて制定し、当社Webサイトで公表しています。情報資産保護管理・推進に関する規程やルール、業務遂行上の留意点は、「コンプライアンスマニュアル」に掲載の上、全役員・従業員に提供し、各種研修などを実施することにより周知・徹底を図っています。

情報資産保護に関する組織体制

当社では情報資産保護を全社的に推進する組織としてコンプライアンス・リスク管理部を設置しています。コンプライアンス・リスク管理部は、各部に任命配置した法令等遵守責任者、法令等遵守推進者と連携を取りながら、情報資産保護管理態勢の整備・強化を進めています。

また、情報資産保護に関する重要事項は、内部統制会議やその下部組織であるコンプライアンス分科会などにおいて協議し、経営会議・取締役会に報告する体制としています。

こうした情報資産保護管理態勢の有効性・適切性は内部監査部が検証しています。

情報資産保護管理の推進

当社では、個人情報保護法、番号法、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインなどを踏まえ、次のような組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を講じるなど情報資産保護管理態勢を整備しています。

- 個人情報保護方針の公表および情報資産保護に関する社内規程の整備
- 定期的な従業員教育を通じた情報取扱いルールの徹底およびルール遵守状況の定期点検
- 情報を取り扱う区域の管理、情報を取り扱う機器・電子媒体などの盗難などの防止のための対策実施
- 社外からの不正アクセス対策としてファイアウォール設置、社内でのデータアクセス制限・ログの取得
- 再委託先を含む業務委託先に対する監督・点検の実施

個人情報の開示などの請求の取扱い

お客さまからご自身の個人情報の開示などのご依頼があった場合は、請求者がご本人または正当な代理人であることを確認したうえで、迅速かつ適切に対応します。

なお、個人情報保護法に基づく開示などの請求については、当社Webサイトでもご案内しています。

お申し出などへの対応

個人情報の取扱いに関してお申し出などをいただいた場合は、迅速かつ適切に対応します。

【お問い合わせ先】

個人情報の取扱いに関するお問い合わせおよびお申し出については、適切に対応させていただきますので、個人情報の開示・訂正を含め、右記窓口までお問い合わせ下さい。

ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター

住所 東京都品川区大崎2-11-1大崎ウィズタワー

フリーダイヤル 0120-066-201（個人情報専用）

受付時間 9:00～19:00

（土曜日は17:00まで／日・祝日を除く）

ホームページアドレス <http://neofirst.co.jp>

サイバーセキュリティ対策

当社では、日々進化するサイバーセキュリティリスクへの対応として、侵入検知・防止機能などの入口対策、データ保護・暗号化の推進・不正ソフトウェアの検出・防止機能などの中間対策、外部へのデータ送信時の検疫機能・不正な外部への通信遮断などの出口対策を実施するとともに、さまざまなレベルアップを検討・実施しています。

システム構成においても、個人情報については極力一元管理可能な仕組みとし、業務システムにおいても、お客さまの個人情報の取扱い権限を厳格に管理できる仕組みを導入しています。

● 内部監査体制

基本認識

当社では、健全かつ適切な業務運営を確保するために、内部監査により内部統制などの適切性、有効性を検証することとしています。有効な内部監査を実施するために内部監査部門の独立性の確保など必要な態勢の整備および運営を行うこととしています。

内部監査に関する方針・規程など

当社では、「内部統制基本方針」のなかで内部監査に関する基本的な考え方や方針について定めています。「内部統制基本方針」のもと、内部監査に関する基本的事項を明らかにすることにより、全役員・従業員が内部監査の重要性を認識し、内部監査に関わるすべての活動を円滑かつ効果的に推進するために「内部監査規程」を制定しています。また、内部監査の実施要領として「内部監査業務規程」を制定しています。

内部監査体制

当社では、被監査組織に対し牽制機能が働く独立した組織として設置した内部監査部が、当社の経営諸活動全般にわたる法令等遵守、リスク管理を含む内部管理の状況、業務運営の状況などの適切性・有効性を検証し、問題点の発見・指摘に加え、内部管理などについての評価および改善に関する提言などを行うとともに、内部監査結果を取締役会・経営会議などへ報告しています。

● 反社会的勢力への対応

基本認識

当社では、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当要求などに対して毅然とした態度を堅持することによりこれを拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼の維持や健全な企業経営の実現を目指しています。そのため、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体で対応することとし、一切の関係遮断・被害防止に努めています。

反社会的勢力への対応に関する方針・規程など

「内部統制基本方針」において、反社会的勢力による被害の防止に関する基本的な考え方や取組方針について規定するとともに、この方針に基づく「反社会的勢力対策規程」を制定し、全役員および従業員の役割、統括部署の役割、各部署での対応などの基本的事項について定めています。

反社会的勢力への対応体制

反社会的勢力への対応について、コンプライアンス・リスク管理部を統括所管として、関係遮断・被害防止態勢の整備・強化を推進しています。各部では、自所管において、反社会的勢力から不当要求など何らかの接触がある場合には、統括所管であるコンプライアンス・リスク管理部と連携のうえ、組織として適切な対応を図る態勢としています。

また、コンプライアンス・リスク管理部では、平素より有事に備え、所轄警察署、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関との緊密な連携体制の構築にも努めています。

ネオファースト生命 アニュアルレポート 2018
(2017年4月1日～2018年3月31日)
データファイル

データファイル目次

I. 会社の概況及び組織	36
1. 沿革	36
2. 経営の組織	37
3. 店舗	37
4. 資本金の推移	38
5. 株式の総数	38
6. 株式の状況	38
(1) 発行済株式の種類等	38
(2) 大株主	38
7. 主要株主の状況	38
8. 取締役・監査役・執行役員	39
9. 会計監査人の名称	39
10. 従業員の在籍・採用状況	40
11. 平均給与（内勤職員）	40
12. 平均給与（営業職員）	40
II. 保険会社の主要な業務の内容	40
1. 主要な業務の内容	40
2. 経営方針	40
III. 直近事業年度における事業の概況	41
1. 直近事業年度における事業の概況	41
2. 契約者懇談会開催の概況	41
3. 相談・苦情処理態勢、相談（照会、苦情）の件数、及び苦情からの改善事例	41
4. 契約者に対する情報提供の実態	41
5. 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法	41
6. 代理店教育・研修の概略	41
7. 新規開発商品の状況	41
8. 保険商品一覧	41
9. 情報システムに関する状況	41
10. 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況	41
IV. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	42
V. 財産の状況	43
1. 貸借対照表	43
2. 損益計算書	46
3. キャッシュ・フロー計算書	48
4. 株主資本等変動計算書	49
5. 債務者区分による債権の状況	50
6. リスク管理債権の状況	50
7. 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況	50
8. 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）	51
9. 有価証券等の時価情報（会社計）	52
(1) 有価証券の時価情報	52
(2) 金銭の信託の時価情報	53
(3) デリバティブ取引の時価情報	53
10. 経常利益等の明細（基礎利益）	54
11. 計算書類等について会社法による会計監査人の監査	55
12. 計算書類等について金融商品取引法に基づく公認会計士または監査法人の監査証明	55
13. 財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性について	55
14. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容	55
VI. 業務の状況を示す指標等	56
1. 主要な業務の状況を示す指標等	56
(1) 決算業績の概況	56
(2) 保有契約高及び新契約高	56
(3) 年換算保険料	56
(4) 保障機能別保有契約高	57
(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高	58
(6) 異動状況の推移	59
(7) 契約者配当の状況	59
2. 保険契約に関する指標等	59
(1) 保有契約増加率	59
(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）	59
(3) 新契約率（対年度始）	60
(4) 解約・失効率（対年度始）	60
(5) 個人保険新契約平均保険料（月払契約）	60
(6) 死亡率（個人保険主契約）	60
(7) 特約発生率（個人保険）	60
(8) 事業費率（対収入保険料）	60
(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数	61
(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合	61
(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合	61
(12) 未だ収受していない再保険金の額	61
(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合	61
3. 経理に関する指標等	62
(1) 支払備金明細表	62
(2) 責任準備金明細表	62
(3) 責任準備金残高の内訳	62

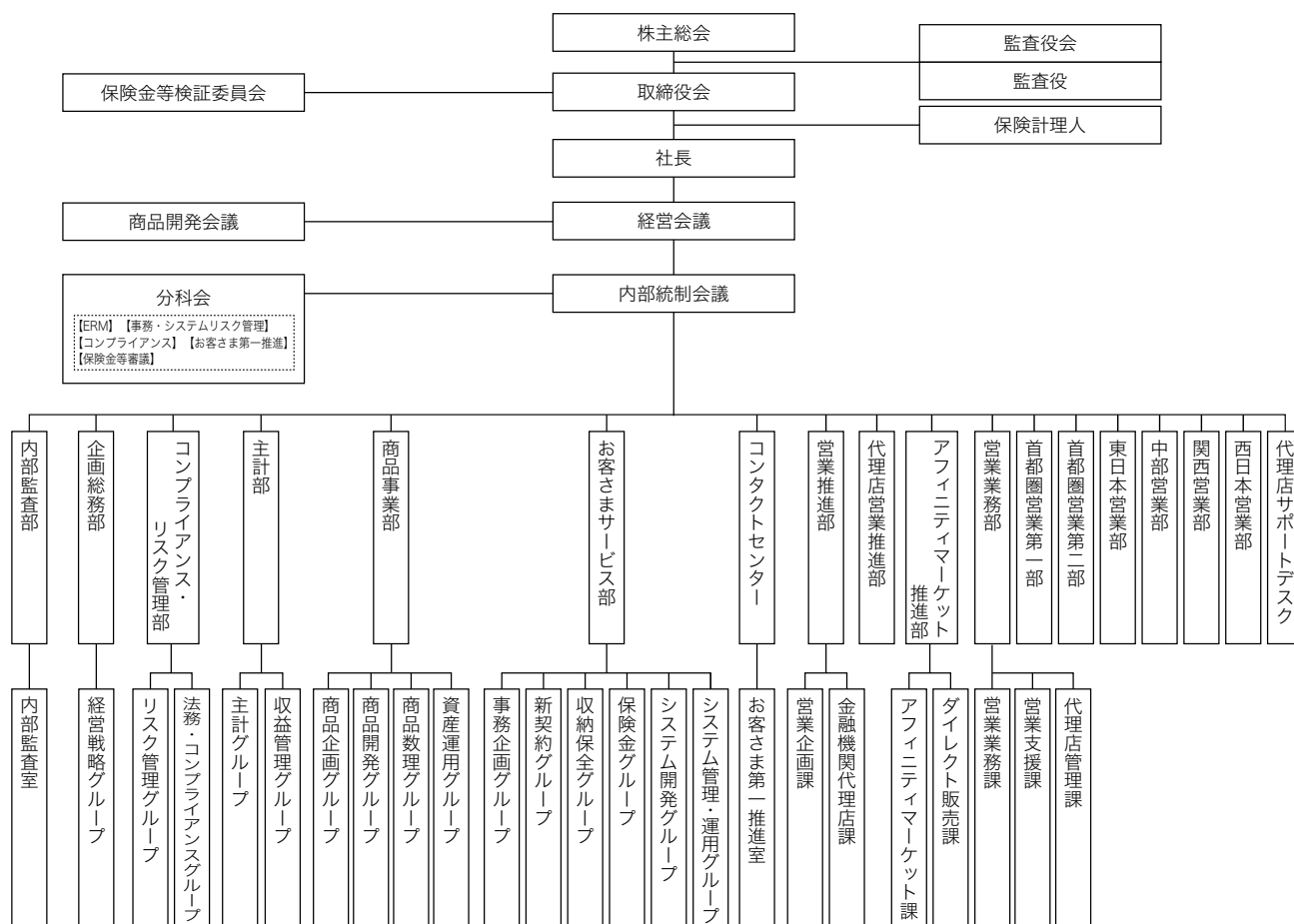
(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）	63	(28) 海外投融資利回り	73
(5) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数	63	(29) 公共関係投融資の概況（新規引受額・貸出額）	73
(6) 契約者配当準備金明細表	63	(30) 各種ローン金利	73
(7) 引当金明細表	63	(31) その他の資産明細表	74
(8) 特定海外債権引当勘定の状況	63	5. 有価証券等の時価情報（一般勘定）	74
(9) 資本金等明細表	63	(1) 有価証券の時価情報	74
(10) 保険料明細表	64	(2) 金銭の信託の時価情報	75
(11) 保険金明細表	64	(3) デリバティブ取引の時価情報	75
(12) 年金明細表	64	VII.保険会社の運営	76
(13) 給付金明細表	64	1. リスク管理の体制	76
(14) 解約返戻金明細表	64	2. 法令遵守の体制	76
(15) 減価償却費明細表	65	3. 第三分野に係る責任準備金の積立てについて（法第二百一十条第一項第一号の確認（第三分野保険に係るものに限る。）の合理性及び妥当性）	76
(16) 事業費明細表	65	4. 金融ADR制度について	76
(17) 税金明細表	65	5. 個人データ保護について	76
(18) リース取引	65	6. 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針	76
(19) 借入金残存期間別残高	65	VIII.特別勘定に関する指標等	76
4. 資産運用に関する指標等	66	IX.保険会社及びその子会社等の状況	76
(1) 資産運用の概況	66		
(2) 運用利回り	67		
(3) 主要資産の平均残高	68		
(4) 資産運用収益明細表	68		
(5) 資産運用費用明細表	68		
(6) 利息及び配当金等収入明細表	69		
(7) 有価証券売却益明細表	69		
(8) 有価証券売却損明細表	69		
(9) 有価証券評価損明細表	69		
(10) 商品有価証券明細表	69		
(11) 商品有価証券売買高	69		
(12) 有価証券明細表	69		
(13) 有価証券残存期間別残高	70		
(14) 保有公社債の期末残高利回り	70		
(15) 業種別株式保有明細表	71		
(16) 貸付金明細表	71		
(17) 貸付金残存期間別残高	71		
(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳	71		
(19) 貸付金業種別内訳	71		
(20) 貸付金使途別内訳	72		
(21) 貸付金地域別内訳	72		
(22) 貸付金担保別内訳	72		
(23) 有形固定資産明細表	72		
(24) 固定資産等処分益明細表	72		
(25) 固定資産等処分損明細表	72		
(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表	73		
(27) 海外投融資の状況	73		

I. 会社の概況及び組織

1. 沿革

1999年 4月	日産火災海上保険株式会社の100%子会社として資本金50億円で ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社設立（本社：東京都中野区中野）
1999年 5月	金融再生委員会の事業免許を取得 営業開始
2001年 3月	資本金を80億円に増額
2002年 7月	損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社に社名変更
2007年11月	資本金を97.5億円に増額
2008年 9月	資本金を101億円に増額
2009年 3月	本社を東京都新宿区西新宿へ移転
2014年 8月	第一生命保険株式会社の100%子会社となる
2014年11月	ネオファースト生命保険株式会社に社名変更 本社を東京都品川区大崎へ移転
2015年 6月	関西オフィスを大阪府大阪市北区に開設
2015年 8月	資本金を251億円に増額
2015年 8月	第一生命グループとなって初となる商品を発売
2015年11月	西日本オフィスを福岡県福岡市博多区に開設
2016年10月	第一生命グループの持株会社体制移行により第一生命ホールディングス株式会社の100%子会社となる
2017年 5月	資本金を275億円に増額
2017年 8月	中部オフィスを愛知県名古屋市中区に開設
2018年 6月	資本金を325億円に増額

2. 経営の組織（2018年7月1日現在）



3. 店舗（2018年7月1日現在）

本社

〒141-0032

東京都品川区大崎2-11-1 大崎ウィズタワー

電話：03-5434-7031（代表）

中部営業部

〒460-0004

愛知県名古屋市中区新栄町2-13 栄第一生命ビルディング

電話：052-684-8335（代表）

関西営業部

〒530-0001

大阪府大阪市北区梅田1-8-17 大阪第一生命ビル

電話：06-6345-2660（代表）

西日本営業部

〒812-0039

福岡県福岡市博多区冷泉町5-35 福岡祇園第一生命ビルディング

電話：092-263-8601（代表）

4. 資本金の推移（2018年7月1日現在）

年 月 日	増 資 額	増資後資本金	摘 要
1999年 4月23日	5,000百万円	5,000百万円	会社設立
2001年 3月 8日	3,000百万円	8,000百万円	
2007年11月20日	3,500百万円	9,750百万円	増資額のうち1,750百万円を資本準備金に組み入れ
2008年 9月12日	700百万円	10,100百万円	増資額のうち350百万円を資本準備金に組み入れ
2015年 8月 5日	30,000百万円	25,100百万円	増資額のうち15,000百万円を資本準備金に組み入れ
2017年 5月31日	4,999百万円	27,599百万円	増資額のうち2,499百万円を資本準備金に組み入れ
2018年 6月29日	9,999百万円	32,599百万円	増資額のうち4,999百万円を資本準備金に組み入れ

5. 株式の総数（2018年7月1日現在）

発行する株式の総数	10,000千株
発行済株式の総数	3,399千株
株主数	1名

6. 株式の状況（2018年7月1日現在）

(1) 発行済株式の種類等

発行済株式	種 類	発 行 数	内 容
	普通株式	3,399千株	—

(2) 大株主

株 主 名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数	持株比率	持 株 数	持株比率
第一生命ホールディングス株式会社	3,399千株	100.0%	一千株	—%

(注) 当社の株主は上記1株主です。

7. 主要株主の状況（2018年7月1日現在）

名称	主たる営業所または事務所の所在地	資本金	事業の内容	設立年月日	株式等の総数等に占める所有株式等の割合
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町1-13-1	343,146百万円	グループ会社の経営管理	1902年9月15日	100.0%

8. 取締役・監査役・執行役員（2018年7月1日現在）

男性 15名 女性 1名 （取締役・監査役・執行役員のうち女性の比率 6%）

役 職 名	氏 名	管掌・担当・委嘱事項
代 表 取 締 役 会 長	ほりお のりみつ 堀尾 則光	
代 表 取 締 役 社 長	とくおか ゆうじ 徳岡 裕士	担当：内部監査部
取 締 役 副社長執行役員	じょうやま じゅんいちろう 城山 潤一郎	管掌：営業推進部、代理店営業推進部、アフィニティマーケット推進部、 営業業務部、東日本営業部、中部営業部、西日本営業部、 代理店サポートデスク 担当：首都圏営業第一部、首都圏営業第二部、関西営業部
取 締 役 常務執行役員	やまなか まさお 山中 雅夫	担当：企画総務部、主計部 委嘱：企画総務部長
取 締 役 常務執行役員	かわはら こうさく 川原 浩策	担当：コンプライアンス・リスク管理部、 社長特命事項（全社内統制態勢の整備・推進に関する事項）
取 締 役 常務執行役員	つのだ こうじ 角田 耕二	担当：商品事業部 委嘱：商品事業部長
取 締 役 常務執行役員	やない まさお 梁井 正雄	管掌：お客さまサービス部 （システム管理・運用グループ、システム開発グループに関する事項） 担当：お客さまサービス部 （システム管理・運用グループ、システム開発グループに関する事項を 除く）、コンタクトセンター 委嘱：お客さまサービス部長
取 締 役	うりゅう むねひろ 瓜生 宗大	
常 勤 監 査 役	くにい やすひろ 国井 保博	
監 査 役	ながやま あつし 永山 篤史	
監 査 役	つちや ふみあき 土屋 文昭	
監 査 役	いしかわ まさとし 石川 正敏	
常 務 執 行 役 員	たかはし けいた 高橋 恵太	担当：営業推進部、代理店営業推進部、 アフィニティマーケット推進部（前原執行役員と共担）、東日本営業部 委嘱：営業推進部長
執 行 役 員	まえはら とよみ 前原 豊美	担当：代理店サポートデスク、 アフィニティマーケット推進部（高橋常務執行役員と共担） 委嘱：代理店サポートデスク長
執 行 役 員	まつしま ひろと 松島 裕人	担当：お客さまサービス部のうちシステム管理・運用グループ、 システム開発グループに関する事項、全社業務品質向上に関する事項
執 行 役 員	こわせ ゆういちろう 小和瀬 雄一郎	担当：営業業務部、中部営業部、西日本営業部 委嘱：営業業務部長

9. 会計監査人の名称

有限責任あずさ監査法人

10. 従業員の在籍・採用状況

区 分	在 籍 数		採 用 数		2017年度末	
	2016年度末	2017年度末	2016年度	2017年度	平均年齢	平均勤続年数
内勤職員	159名	201名	64名	69名	41.9歳	1.8年
(男 子)	95	109	33	31	43.2	2.0
(女 子)	64	92	31	38	40.4	1.5
営業職員	—	—	—	—	—	—
(男 子)	—	—	—	—	—	—
(女 子)	—	—	—	—	—	—

(注)従業員には使用人兼務取締役、退職者等を含んでいません。

11. 平均給与（内勤職員）

(単位：千円)

区 分	2016年度	2017年度
内勤職員	708	714

(注)上記は年度末在籍の職員の平均給与月額であり、年間の給与総額（賞与等を含む）を月当りに換算したものです。

12. 平均給与（営業職員）

該当ありません。

Ⅱ. 保険会社の主要な業務の内容

1. 主要な業務の内容

1. 生命保険業
2. 他の保険会社（外国保険業者を含む。）その他金融業を行う者の業務の代理または事務の代行、債務の保証その他の前号の業務に付随する業務
3. 国債、地方債または政府保証債の売買、地方債または社債その他の債券の募集または管理の受託その他の保険業法により行うことのできる業務および保険業法以外の法律により生命保険会社が行うことのできる業務
4. その他前各号の業務に付帯または関連する事項

2. 経営方針

P.5の経営基本方針をご覧ください。

Ⅲ. 直近事業年度における事業の概況

1. 直近事業年度における事業の概況

P.7～9をご覧ください。

2. 契約者懇談会開催の概況

2017年度は、契約者懇談会を開催しませんでした。

3. 相談・苦情処理態勢、相談（照会、苦情）の件数、及び苦情からの改善事例

P.21をご覧ください。

4. 契約者に対する情報提供の実態

P.14をご覧ください。

5. 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法

P.15をご覧ください。

6. 代理店教育・研修の概略

P.24をご覧ください。

7. 新規開発商品の状況

P.12～13をご覧ください。

8. 保険商品一覧

P.11をご覧ください。

9. 情報システムに関する状況

P.30をご覧ください。

10. 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況

P.24をご覧ください。

Ⅳ.直近 5 事業年度における主要な業務の 状況を示す指標

(単位：百万円)

項 目	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
経 常 収 益	3,999	3,945	3,940	4,798	24,655
経常利益（△は経常損失）	148	735	△7,109	△5,935	△8,288
基 礎 利 益	128	701	△7,136	△5,866	△8,115
当期純利益（△は当期純損失）	139	624	△7,116	△5,929	△8,306
資本金の額及び発行済株式の総数	10,100 400千株	10,100 400千株	25,100 2,400千株	25,100 2,400千株	27,599 2,733千株
総 資 産	5,033	5,571	29,771	24,377	44,977
うち特別勘定資産	—	—	—	—	—
責 任 準 備 金 残 高	828	787	882	1,650	15,864
貸 付 金 残 高	—	—	—	—	—
有 価 証 券 残 高	2,891	2,881	2,280	1,060	2,455
ソルベンシー・マージン比率	1,700.9%	2,064.1%	9,969.9%	7,636.9%	5,250.4%
従 業 員 数	51名	76名	105名	159名	201名
保 有 契 約 高	696,461	648,866	595,049	623,849	720,217
個 人 保 険	696,461	648,866	595,049	623,849	720,217
個 人 年 金 保 険	—	—	—	—	—
団 体 保 険	—	—	—	—	—
団体年金保険保有契約高	—	—	—	—	—

●経常収益

経常収益とは、主に保険料等収入や、利息・配当金、有価証券の売却益等の資産運用によって得られる収益です。2017年度の経常収益は24,655百万円となりました。

●基礎利益 ●経常利益（損失）

基礎利益（2017年度△8,115百万円）とは、1年間の保険本業の収益力を示す指標の一つで、一般事業会社の営業利益や、銀行の業務純益に近いものです。生命保険会社の場合、これに有価証券売却損益等の「キャピタル損益」と「臨時損益」を加えたものが、経常利益（損失）（2017年度8,288百万円の経常損失）となります。ここでいう保険本業とは、お客さまより収納した保険料や運用収益から保険金・給付金等を支払ったり、将来の支払いに備えるために責任準備金を積み立て、運用すること等をいいます。

V.財産の状況

1.貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	2016年度末 〔2017年 3月31日現在〕	2017年度末 〔2018年 3月31日現在〕	科 目	2016年度末 〔2017年 3月31日現在〕	2017年度末 〔2018年 3月31日現在〕
	金 額	金 額		金 額	金 額
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	22,407	35,065	保険契約準備金	1,804	16,083
預 貯 金	22,407	35,065	支 払 備 金	153	218
有 価 証 券	1,060	2,455	責 任 準 備 金	1,650	15,864
国 債	660	—	再 保 険 借	27	54
社 債	399	2,224	そ の 他 負 債	1,123	10,729
株 式	—	30	未 払 法 人 税 等	7	7
外 国 証 券	—	200	未 払 金	21	47
有 形 固 定 資 産	175	213	未 払 費 用	1,083	6,877
リ ー ス 資 産	5	0	預 り 金	0	1
その他の有形固定資産	169	213	リ ー ス 債 務	6	0
無 形 固 定 資 産	3	2	仮 受 金	4	3,794
ソ フ ト ウ ェ ア	3	2	価 格 変 動 準 備 金	7	4
その他の無形固定資産	0	0	繰 延 税 金 負 債	0	0
再 保 険 貸	11	6,138	負 債 の 部 合 計	2,963	26,871
そ の 他 資 産	720	1,102	(純資産の部)		
未 収 金	475	784	資 本 金	25,100	27,599
前 払 費 用	0	3	資 本 剰 余 金	17,100	19,599
未 収 収 益	0	2	資 本 準 備 金	17,100	19,599
預 託 金	130	163	利 益 剰 余 金	△20,786	△29,093
仮 払 金	—	8	そ の 他 利 益 剰 余 金	△20,786	△29,093
そ の 他 の 資 産	113	140	繰 越 利 益 剰 余 金	△20,786	△29,093
貸 倒 引 当 金	△1	△0	株 主 資 本 合 計	21,413	18,106
			その他有価証券評価差額金	0	0
			評価・換算差額等合計	0	0
			純 資 産 の 部 合 計	21,414	18,106
資 産 の 部 合 計	24,377	44,977	負債及び純資産の部合計	24,377	44,977

(貸借対照表の注記)

2016年度	2017年度
1 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについて、取得差額が金利調整差額と認められる公社債については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっています。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。	1 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについて、取得差額が金利調整差額と認められる公社債については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっています。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。
2 固定資産の減価償却の方法は、次のとおりです。 ① 有形固定資産（リース資産を除く。） 定率法によっています。 ② リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっています。 ③ 無形固定資産（リース資産を除く。） ソフトウェア 利用可能期間に基づく定額法によっています。	2 固定資産の減価償却の方法は、次のとおりです。 ① 有形固定資産（リース資産を除く。） 定率法によっています。 ② リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっています。 ③ 無形固定資産（リース資産を除く。） ソフトウェア 利用可能期間に基づく定額法によっています。
3 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社の定める「資産査定規程」、「同基準書」、「償却及び引当金計上規程」及び「同基準書」に基づき、次のとおり計上しています。 個別債権ごとに査定し、回収可能性に重大な懸念があると判断した債権または重大な価値の毀損が生じていると判断した債権については必要と認められる額を引当てています。	3 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社の定める「資産査定規程」、「同基準書」、「償却及び引当金計上規程」及び「同基準書」に基づき、次のとおり計上しています。 個別債権ごとに査定し、回収可能性に重大な懸念があると判断した債権または重大な価値の毀損が生じていると判断した債権については必要と認められる額を引当てています。
4 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しています。	4 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しています。
5 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。	5 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。
6 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しています。 ① 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号） ② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式	6 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しています。 ① 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号） ② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
7 当社は、適正な収益管理とリスク管理を実施し、資産運用における事業の健全性維持という観点から、リスク管理の強化に努め、投資環境と運用の多様化に即応した効率的な運用を目指すことを基本方針としています。この方針に基づき、安全性・換金性（流動性）に留意し、運用しています。 なお主な金融商品として、有価証券は市場リスク及び信用リスクに晒されています。 市場リスク管理については、代表的な計測手法であるバリュエーション・アット・リスク（VaR）手法を用いて	7 当社は、適正な収益管理とリスク管理を実施し、資産運用における事業の健全性維持という観点から、リスク管理の強化に努め、投資環境と運用の多様化に即応した効率的な運用を目指すことを基本方針としています。この方針に基づき、安全性・換金性（流動性）に留意し、運用しています。 なお主な金融商品として、有価証券は市場リスク及び信用リスクに晒されています。 市場リスク管理については、代表的な計測手法であるバリュエーション・アット・リスク（VaR）手法を用いて

2016年度	2017年度																																								
市場リスク量を計測し、管理を行っています。また、信用リスクについては、個別の投資先について定期的に信用状況を調査し、管理を行っています。	市場リスク量を計測し、管理を行っています。また、信用リスクについては、個別の投資先について定期的に信用状況を調査し、管理を行っています。																																								
主な金融資産にかかる貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。	主な金融資産にかかる貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。																																								
(単位：百万円)	(単位：百万円)																																								
<table><tr><th></th><th>貸借対照表計上額</th><th>時価</th><th>差額</th></tr><tr><td>(1) 現金及び預貯金</td><td>22,407</td><td>22,407</td><td>—</td></tr><tr><td>(2) 有価証券</td><td>1,060</td><td>1,058</td><td>△2</td></tr><tr><td>満期保有目的の債券</td><td>300</td><td>297</td><td>△2</td></tr><tr><td>その他有価証券</td><td>760</td><td>760</td><td>—</td></tr></table>		貸借対照表計上額	時価	差額	(1) 現金及び預貯金	22,407	22,407	—	(2) 有価証券	1,060	1,058	△2	満期保有目的の債券	300	297	△2	その他有価証券	760	760	—	<table><tr><th></th><th>貸借対照表計上額</th><th>時価</th><th>差額</th></tr><tr><td>(1) 現金及び預貯金</td><td>35,065</td><td>35,065</td><td>—</td></tr><tr><td>(2) 有価証券</td><td>2,425</td><td>2,439</td><td>14</td></tr><tr><td>満期保有目的の債券</td><td>2,324</td><td>2,339</td><td>14</td></tr><tr><td>その他有価証券</td><td>100</td><td>100</td><td>—</td></tr></table>		貸借対照表計上額	時価	差額	(1) 現金及び預貯金	35,065	35,065	—	(2) 有価証券	2,425	2,439	14	満期保有目的の債券	2,324	2,339	14	その他有価証券	100	100	—
	貸借対照表計上額	時価	差額																																						
(1) 現金及び預貯金	22,407	22,407	—																																						
(2) 有価証券	1,060	1,058	△2																																						
満期保有目的の債券	300	297	△2																																						
その他有価証券	760	760	—																																						
	貸借対照表計上額	時価	差額																																						
(1) 現金及び預貯金	35,065	35,065	—																																						
(2) 有価証券	2,425	2,439	14																																						
満期保有目的の債券	2,324	2,339	14																																						
その他有価証券	100	100	—																																						
(1) 現金及び預貯金 時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。	(1) 現金及び預貯金 時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。																																								
(2) 有価証券 3月末日の市場価格等によっています。	(2) 有価証券 3月末日の市場価格等によっています。																																								
8 有形固定資産の減価償却累計額は144百万円です。	8 有形固定資産の減価償却累計額は206百万円です。																																								
9 関係会社に対する金銭債務の総額は1百万円です。	9 関係会社に対する金銭債権の総額は1百万円です。																																								
10 繰延税金資産の総額は、4,187百万円、繰延税金負債の総額は、0百万円です。繰延税金資産は全額評価性引当額として控除しています。 繰延税金資産の発生は、保険契約準備金163百万円、減価償却超過額1,476百万円、繰越欠損金2,535百万円です。 繰延税金負債の発生は、その他有価証券の評価差額によるものです。 当年度の法人税等の負担率は△0.12%であり、法定実効税率28.24%との差異の主な内訳は、評価性引当額△28.20%です。	10 繰延税金資産の総額は、6,502百万円、繰延税金負債の総額は、0百万円です。繰延税金資産は全額評価性引当額として控除しています。 繰延税金資産の発生は、保険契約準備金224百万円、減価償却超過額1,383百万円、繰越欠損金4,869百万円です。 繰延税金負債の発生は、その他有価証券の評価差額によるものです。 当年度の法人税等の負担率は△0.10%であり、法定実効税率28.24%との差異の主な内訳は、評価性引当額△28.18%です。																																								
11 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は20百万円です。また、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は53百万円です。	11 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）は該当ありません。また、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は52百万円です。																																								
12 1株当たりの純資産額は、8,922円57銭です。	12 1株当たりの純資産額は、6,624円43銭です。																																								
13 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は71百万円です。 なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しています。	13 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は67百万円です。 なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しています。																																								
14 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しています。	14 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しています。																																								

2. 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2016年度 〔2016年4月 1日から 2017年3月31日まで〕	2017年度 〔2017年4月 1日から 2018年3月31日まで〕
	金 額	金 額
経 常 収 益	4,798	24,655
保 険 料 等 収 入	4,789	24,598
保 険 料 入	4,694	18,414
再 保 険 収 入	95	6,184
資 産 運 用 収 益	1	10
利 息 及 び 配 当 金 等 収 入	1	9
有 価 証 券 利 息 ・ 配 当 金	1	9
有 価 証 券 売 却 益	—	0
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	0	0
そ の 他 経 常 収 益	7	46
退 職 給 付 引 当 金 戻 入 額	6	—
そ の 他 の 経 常 収 益	1	46
経 常 費 用	10,734	32,944
保 険 金 等 支 払 金	1,395	1,707
保 険 金	955	968
給 付 金	317	572
解 約 返 戻 金	0	0
そ の 他 返 戻 金	6	14
再 保 険 料	115	150
責 任 準 備 金 等 繰 入 額	805	14,278
支 払 備 金 繰 入 額	37	64
責 任 準 備 金 繰 入 額	768	14,213
資 産 運 用 費 用	0	0
支 払 利 息	0	0
事 業 費 用	8,427	16,786
そ の 他 経 常 費 用	105	171
税 金	30	99
減 価 償 却 費	75	71
そ の 他 の 経 常 費 用	0	0
経 常 利 益 (△ は 経 常 損 失)	△5,935	△8,288
特 別 利 益	12	3
固 定 資 産 等 処 分 益	0	—
価 格 変 動 準 備 金 戻 入 額	12	3
特 別 損 失	0	13
固 定 資 産 等 処 分 損	0	13
税引前当期純利益 (△は税引前当期純損失)	△5,922	△8,298
法 人 税 及 び 住 民 税	7	8
法 人 税 等 合 計	7	8
当 期 純 利 益 (△ は 当 期 純 損 失)	△5,929	△8,306

(損益計算書の注記)

2016年度
1 関係会社との取引による、費用の総額は16百万円です。
2 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は10百万円です。責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は2百万円です。
3 1株あたりの当期純損失の金額は2,470円82銭です。
4 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しています。

2017年度

- 1 関係会社との取引による、費用の総額は11百万円です。
- 2 有価証券売却益の内訳は、国債等債券0百万円です。
- 3 支払備金繰入額の計算上、足し上げられた出再支払備金戻入額の金額は20百万円です。責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は0百万円です。
- 4 1株当たりの当期純損失の金額は3,101円15銭です。
- 5 関連当事者との取引は以下の通りです。

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)の割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
親会社	第一生命ホールディングス株式会社	被所有 直接100%	第一生命グループ持株会社 役員の兼任等	増資の引受 (注1)	4,999	—	—
親会社の 子会社	第一生命保険株式会社	なし	役員の受入 出向者の受入等	出向負担金の支払 (注2)	2,120	—	—
				保険販売事務等に係 る業務受託料の受取 (注3)	6	未収金	0
親会社の 子会社	第一フロンティア生命保険株式会社	なし	役員の兼任	コンピュータシステム 利用許諾料の受取 (注3)	36	—	—

(注1) 当社の行った第三者割当増資を、第一生命ホールディングス株式会社が1株につき15千円で引き受けたものです。

(注2) 当社への出向者の人件費を勘案し決定しています。

(注3) 価格その他の取引条件は、市場実勢、類似取引を勘案し決定しています。取引金額には消費税等を含めています。

- 6 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しています。

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	2016年度 〔2016年4月 1日から 2017年3月31日まで〕	2017年度 〔2017年4月 1日から 2018年3月31日まで〕
	金 額	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益（△は損失）	△5,922	△8,298
減価償却費	75	71
支払備金の増減額（△は減少）	37	64
責任準備金の増減額（△は減少）	768	14,213
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△0	△0
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△6	－
価格変動準備金の増減額（△は減少）	△12	△3
利息及び配当金等収入	△1	△9
有価証券関係損益（△は益）	－	△0
支払利息	0	0
有形固定資産関係損益（△は益）	0	0
再保険貸の増減額（△は増加）	24	△6,126
その他資産（除く投資活動関連・財務活動関連） の増減額（△は増加）	△239	△389
再保険借の増減額（△は減少）	△1	26
その他負債（除く投資活動関連・財務活動関連） の増減額（△は減少）	△252	9,605
小 計	△5,530	9,155
利息及び配当金等の受領額	3	8
利息の支払額	△0	△0
法人税等の支払額	△1	△7
営業活動によるキャッシュ・フロー	△5,529	9,155
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△400	△2,155
有価証券の売却・償還による収入	700	759
資 産 運 用 活 動 計 （営業活動及び資産運用活動計）	300 (△5,229)	△1,395 (7,759)
有形固定資産の取得による支出	△19	△100
有形固定資産の売却による支出	0	－
投資活動によるキャッシュ・フロー	280	△1,496
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	－	4,999
財務活動によるキャッシュ・フロー	－	4,999
現金及び現金同等物に係る換算差額	－	－
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△5,248	12,658
現金及び現金同等物期首残高	27,655	22,407
現金及び現金同等物期末残高	22,407	35,065

(キャッシュ・フロー計算書の注記)

2016年度	2017年度
1 キャッシュ・フロー計算書における「現金及び現金同等物」の範囲は、貸借対照表上の「現金及び預貯金」です。	1 キャッシュ・フロー計算書における「現金及び現金同等物」の範囲は、貸借対照表上の「現金及び預貯金」です。
2 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しています。	2 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しています。

4. 株主資本等変動計算書

2016年度

(単位：百万円)

	株主資本			株主資本 合 計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
当期首残高	25,100	17,100	△14,856	27,343
当期変動額				
当期純損失			5,929	5,929
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	△5,929	△5,929
当期末残高	25,100	17,100	△20,786	21,413

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	2	2	27,346
当期変動額			
当期純損失			5,929
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1	△1	△1
当期変動額合計	△1	△1	△5,931
当期末残高	0	0	21,414

2017年度

(単位：百万円)

	株主資本			株主資本 合 計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
当期首残高	25,100	17,100	△20,786	21,413
当期変動額				
新株の発行	2,499	2,499		4,999
当期純損失			8,306	8,306
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	2,499	2,499	△8,306	△3,306
当期末残高	27,599	19,599	△29,093	18,106

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	0	0	21,414
当期変動額			
新株の発行			4,999
当期純損失			8,306
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	△3,307
当期末残高	0	0	18,106

(株主資本等変動計算書の注記)

2016年度					2017年度				
1 発行済株式の種類及び総数に関する事項 (単位：千株)					1 発行済株式の種類及び総数に関する事項 (単位：千株)				
	当期首 株式数	当期増加 株式数	当期減少 株式数	当期末 株式数		当期首 株式数	当期増加 株式数	当期減少 株式数	当期末 株式数
発行済株式 普通株式	2,400	—	—	2,400	発行済株式 普通株式	2,400	333	—	2,733
2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当ありません。					普通株式の発行済株式数の増加333千株は、第一生命ホールディングス株式会社を割当先とする新株の発行による増加です。				
3 配当金支払額 該当ありません。					2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当ありません。				
4 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しています。					3 配当金支払額 該当ありません。				
					4 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しています。				

5. 債務者区分による債権の状況

該当ありません。

6. リスク管理債権の状況

該当ありません。

7. 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

8. 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

項 目	2016年度末	2017年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	21,919	21,825
資本金等	21,413	18,106
価格変動準備金	7	4
危険準備金	497	670
一般貸倒引当金	—	—
（その他有価証券評価差額金（税効果控除前）・繰延ヘッジ損益（税効果控除前））×90%（マイナスの場合100%）	0	0
土地の含み損益×85%（マイナスの場合100%）	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	—	3,044
負債性資本調達手段等	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
その他	—	—
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ (B)	574	831
保険リスク相当額 R_1	344	385
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	150	283
予定利率リスク相当額 R_2	0	0
最低保証リスク相当額 R_7	—	—
資産運用リスク相当額 R_3	244	435
経営管理リスク相当額 R_4	22	33
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	7,636.9%	5,250.4%

（注）上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

9. 有価証券等の時価情報（会社計）

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

② 有価証券の時価情報（有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：百万円）

区 分	2016年度末					2017年度末				
	帳簿価額	時 価	差 損 益			帳簿価額	時 価	差 損 益		
				差益	差損				差益	差損
満期保有目的の債券	300	297	△2	0	2	2,324	2,339	14	16	1
責任準備金対応債券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 有 価 証 券	759	760	1	1	0	100	100	0	0	—
公 社 債	759	760	1	1	0	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	—	—	—	—	—	100	100	0	0	—
公 社 債	—	—	—	—	—	100	100	0	0	—
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	1,059	1,058	△1	1	2	2,424	2,439	14	16	1
公 社 債	1,059	1,058	△1	1	2	2,224	2,239	14	16	1
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	—	—	—	—	—	199	200	0	0	—
公 社 債	—	—	—	—	—	199	200	0	0	—
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

○満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区 分	2016年度末			2017年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	100	100	0	2,013	2,030	16
公 社 債	100	100	0	1,913	1,929	16
外 国 証 券	—	—	—	99	100	0
そ の 他	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	200	197	△2	311	309	△1
公 社 債	200	197	△2	311	309	△1
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—

○責任準備金対応債券

該当ありません。

○その他有価証券

(単位：百万円)

区 分	2016年度末			2017年度末		
	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えるもの	659	660	1	100	100	0
公 社 債	659	660	1	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	—	—	—	100	100	0
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えないもの	100	99	△0	—	—	—
公 社 債	—	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	100	99	△0	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—

○時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	2016年度末	2017年度末
満 期 保 有 目 的 の 債 券	—	—
非 上 場 外 国 債 券	—	—
そ の 他	—	—
責 任 準 備 金 対 応 債 券	—	—
子 会 社 ・ 関 連 会 社 株 式	—	—
そ の 他 の 有 価 証 券	—	30
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	—	30
非上場外国株式（店頭売買株式を除く）	—	—
非 上 場 外 国 債 券	—	—
そ の 他	—	—
合 計	—	30

(2) 金銭の信託の時価情報
該当ありません。

(3) デリバティブ取引の時価情報
該当ありません。

10. 経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：百万円）

	2016年度	2017年度
基礎利益 A	△5,866	△8,115
キャピタル収益	—	0
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	—	0
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	—
その他キャピタル収益	—	—
キャピタル費用	—	—
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	—	—
有価証券評価損	—	—
金融派生商品費用	—	—
為替差損	—	—
その他キャピタル費用	—	—
キャピタル損益 B	—	0
キャピタル損益含み基礎利益 A + B	△5,866	△8,115
臨時収益	0	0
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	—	—
個別貸倒引当金戻入額	0	0
その他臨時収益	—	—
臨時費用	68	173
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	68	173
個別貸倒引当金繰入額	—	—
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
その他臨時費用	—	—
臨時損益 C	△68	△173
経常利益 A + B + C	△5,935	△8,288

11. 計算書類等について会社法による会計監査人の監査

計算書類等については、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査を受けており、監査報告書を受領しています。

12. 計算書類等について金融商品取引法に基づく公認会計士または監査法人の監査証明

該当ありません。

13. 財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性について

当社の代表取締役社長は、当社が作成した2017年度決算期（2017年4月から2018年3月）に係る財務諸表に記載した事項について確認したところ、すべての重要な点において、適正に作成されていることを確認しています。また、当社が財務諸表の作成に当たり、その業務分担と責任所管が明確化されており、各責任所管において適切な業務態勢が整備されていること、当該財務諸表の作成に関する内部監査部門の監査において、業務プロセスの適切性について重要な指摘事項がないことを確認しています。

14. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

該当ありません。

Ⅵ. 業務の状況を示す指標等

1. 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 決算業績の概況

P.7～9をご覧ください。

(2) 保有契約高及び新契約高

保有契約高

(単位：件、百万円、%)

区 分	2016年度末				2017年度末			
	件 数		金 額		件 数		金 額	
		前年度末比		前年度末比		前年度末比		前年度末比
個 人 保 険	69,784	151.5	623,849	104.8	114,626	164.3	720,217	115.4
個 人 年 金 保 険	—	—	—	—	—	—	—	—
団 体 保 険	—	—	—	—	—	—	—	—
団 体 年 金 保 険	—	—	—	—	—	—	—	—

新契約高

(単位：件、百万円、%)

区 分	2016年度						2017年度					
	件数		金 額				件数		金 額			
		前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加		前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加
個 人 保 険	27,447	331.1	78,023	1,875.7	78,023	—	51,550	187.8	144,219	184.8	144,219	—
個 人 年 金 保 険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
団 体 保 険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
団 体 年 金 保 険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(3) 年換算保険料

保有契約

(単位：百万円、%)

区 分	2016年度末		2017年度末	
		前年度末比		前年度末比
個 人 保 険	5,357	136.0	19,690	367.5
個 人 年 金 保 険	—	—	—	—
合 計	5,357	136.0	19,690	367.5
うち医療保障・生前給付保障等	2,504	212.4	5,231	208.9

新契約

(単位：百万円、%)

区 分	2016年度		2017年度	
		前年度比		前年度比
個 人 保 険	1,595	433.0	14,739	923.9
個 人 年 金 保 険	—	—	—	—
合 計	1,595	433.0	14,739	923.9
うち医療保障・生前給付保障等	1,420	425.3	3,063	215.7

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です。

2. 「医療保障・生前給付保障等」については、医療保障給付（入院給付、手術給付等）、生前給付保障給付（特定疾病給付等）、保険料払込免除給付等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

(4) 保障機能別保有契約高

(単位：百万円)

区 分			保 有 金 額	
			2016年度末	2017年度末
死 亡 保 障	普 通 死 亡	個 人 保 険	623,849	720,217
		個 人 年 金 保 険	—	—
		団 体 保 険	—	—
		団 体 年 金 保 険	—	—
		そ の 他 共 計	623,849	720,217
	災 害 死 亡	個 人 保 険	(—)	(339,943)
		個 人 年 金 保 険	(—)	(—)
		団 体 保 険	(—)	(—)
		団 体 年 金 保 険	(—)	(—)
		そ の 他 共 計	(—)	(339,943)
	その他の条件付死亡	個 人 保 険	(—)	(—)
		個 人 年 金 保 険	(—)	(—)
		団 体 保 険	(—)	(—)
		団 体 年 金 保 険	(—)	(—)
		そ の 他 共 計	(—)	(—)
生 存 保 障	満 期 ・ 生 存 給 付	個 人 保 険	15	25
		個 人 年 金 保 険	—	—
		団 体 保 険	—	—
		団 体 年 金 保 険	—	—
		そ の 他 共 計	15	25
	年 金	個 人 保 険	(—)	(—)
		個 人 年 金 保 険	(—)	(—)
		団 体 保 険	(—)	(—)
		団 体 年 金 保 険	(—)	(—)
		そ の 他 共 計	(—)	(—)
	そ の 他	個 人 保 険	—	—
		個 人 年 金 保 険	—	—
		団 体 保 険	—	—
		団 体 年 金 保 険	—	—
		そ の 他 共 計	—	—
入 院 保 障	災 害 入 院	個 人 保 険	(247)	(482)
		個 人 年 金 保 険	(—)	(—)
		団 体 保 険	(—)	(—)
		団 体 年 金 保 険	(—)	(—)
		そ の 他 共 計	(247)	(482)
	疾 病 入 院	個 人 保 険	(247)	(482)
		個 人 年 金 保 険	(—)	(—)
		団 体 保 険	(—)	(—)
		団 体 年 金 保 険	(—)	(—)
		そ の 他 共 計	(247)	(482)
	その他の条件付入院	個 人 保 険	(318)	(584)
		個 人 年 金 保 険	(—)	(—)
		団 体 保 険	(—)	(—)
		団 体 年 金 保 険	(—)	(—)
		そ の 他 共 計	(318)	(584)
就 業 不 能 保 障		個 人 保 険	(1,287)	(1,182)
		個 人 年 金 保 険	(—)	(—)
		団 体 保 険	(—)	(—)
		団 体 年 金 保 険	(—)	(—)
		そ の 他 共 計	(1,287)	(1,182)

事業の概況について

お客さま満足向上への取り組み

信頼される会社に向けての取り組み

コーポレート・データ

業績データ

そ の 他	個 人 保 険	(21,017)	(28,833)
	個 人 年 金 保 険	(—)	(—)
	団 体 保 険	(—)	(—)
	団 体 年 金 保 険	(—)	(—)
	そ の 他 共 計	(21,017)	(28,833)

(注) 1.括弧内数値は主契約の付随保障部分及び特約の保障を表します。

2.入院保障欄の金額は入院給付日額を表します。

3.入院保障の疾病入院のその他共計の金額は主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。

4.就業不能保障欄の金額は就業不能保障額（月額）を表します。

5.その他欄の金額はガン医療特約等の診断給付金額を表します。

(単位：件)

区 分		保 有 件 数	
		2016年度末	2017年度末
障 害 保 障	個 人 保 険	—	—
	個 人 年 金 保 険	—	—
	団 体 保 険	—	—
	団 体 年 金 保 険	—	—
	そ の 他 共 計	—	—
手 術 保 障	個 人 保 険	69,719	124,958
	個 人 年 金 保 険	—	—
	団 体 保 険	—	—
	団 体 年 金 保 険	—	—
	そ の 他 共 計	69,719	124,958

(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高

(単位：百万円)

区 分		保 有 金 額	
		2016年度末	2017年度末
死 亡 保 険	終 身 保 険	11,684	14,379
	定 期 付 終 身 保 険	—	—
	定 期 保 険	542,482	505,738
	そ の 他 共 計	623,849	720,217
生 死 混 合 保 険	養 老 保 険	—	—
	定 期 付 養 老 保 険	—	—
	生 存 給 付 金 付 定 期 保 険	—	—
	そ の 他 共 計	—	—
生 存 保 険		—	—
年 金 保 険		—	—
災 害 ・ 疾 病 関 係 特 約	災 害 割 増 特 約	—	—
	傷 害 特 約	—	—
	災 害 入 院 特 約	—	—
	疾 病 特 約	—	—
	成 人 病 特 約	—	—
	そ の 他 の 条 件 付 入 院 特 約	222	261

(注) 入院特約の金額は入院給付日額を表します。

(6) 異動状況の推移

①個人保険

(単位：件、百万円、%)

区 分	2016年度		2017年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 始 現 在	46,061	595,049	69,784	623,849
新 契 約	27,447	78,023	51,550	144,219
更 新	35,949	554,832	33,647	510,655
復 活	50	835	36	583
保 険 金 額 の 増 加	—	85	—	105
転 換 に よ る 増 加	—	—	—	—
そ の 他 の 増 加	—	—	—	—
死 亡	95	975	186	947
満 期	37,056	578,396	34,473	530,280
保 険 金 額 の 減 少	—	2,384	—	2,119
転 換 に よ る 減 少	—	—	—	—
解 約	1,928	19,030	4,551	19,570
失 効	355	3,818	662	3,759
そ の 他 の 減 少	289	369	519	2,519
年 末 現 在	69,784	623,849	114,626	720,217
(増 加 率)	(51.5)	(4.8)	(64.3)	(15.4)
純 増 加	23,723	28,799	44,842	96,367
(増 加 率)	(372.6)	(—)	(89.0)	(234.6)

②個人年金保険

該当ありません。

③団体保険

該当ありません。

④団体年金保険

該当ありません。

(7) 契約者配当の状況

当社は無配当の個人保険のみの取扱いのため、該当はありません。

2. 保険契約に関する指標等

(1) 保有契約増加率

区 分	2016年度	2017年度
個 人 保 険	4.8%	15.4%
個 人 年 金 保 険	—	—
団 体 保 険	—	—
団 体 年 金 保 険	—	—

(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）

(単位：千円)

区 分	2016年度	2017年度
新 契 約 平 均 保 険 金	2,842	2,797
保 有 契 約 平 均 保 険 金	8,939	6,283

(注)新契約平均保険金については、転換契約を含んでいません。

(3) 新契約率（対年度始）

区 分	2016年度	2017年度
個 人 保 険	13.1%	23.1%
個 人 年 金 保 険	—	—
団 体 保 険	—	—

(注) 転換契約は含んでいません。

(4) 解約・失効率（対年度始）

区 分	2016年度	2017年度
個 人 保 険	4.1%	4.0%
個 人 年 金 保 険	—	—
団 体 保 険	—	—

(注) 解約・失効率は、（解約＋失効－復活＋減額－増額）÷ 年始保有で計算しています。

(5) 個人保険新契約平均保険料（月払契約）（単位：円）

2016年度	2017年度
5,405	6,689

(注) 転換契約は含んでいません。

(6) 死亡率（個人保険主契約）

件 数 率		金 額 率	
2016年度	2017年度	2016年度	2017年度
1.64‰	2.02‰	1.60‰	1.41‰

(注) 1. 死亡率は、死亡 ÷ {(年始保有＋年末保有＋死亡) ÷ 2} で計算しています。

2. 1‰（パーミル）は、1000分の1を表します。

(7) 特約発生率（個人保険）

(単位：‰)

区 分		2016年度	2017年度
災 害 死 亡 保 障 契 約	件 数	—	—
	金 額	—	—
障 害 保 障 契 約	件 数	—	—
	金 額	—	—
災 害 入 院 保 障 契 約	件 数	5,211	6,444
	金 額	72.8	50.7
疾 病 入 院 保 障 契 約	件 数	47,104	64,367
	金 額	537.7	584.3
成 人 病 入 院 保 障 契 約	件 数	11,526	14,830
	金 額	191.6	185.0
疾 病 ・ 傷 害 手 術 保 障 契 約	件 数	36,757	53,927
	金 額	—	—
成 人 病 手 術 保 障 契 約	件 数	6,507	6,139
	金 額	—	—

(注) 1. 発生率は、支払 ÷ {(年始保障＋年末保障) ÷ 2} で計算しています。

2. 1‰（パーミル）は、1000分の1を表します。

(8) 事業費率（対収入保険料）

2016年度	2017年度
179.5%	91.2%

(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

(単位：社)

2016年度	2017年度
2	4

(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、

支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

2016年度	2017年度
100%	100%

(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく

区分ごとの支払再保険料の割合

格付区分	2016年度	2017年度
AA-	100%	100%

(注) 格付はスタンダード&プアーズ社による保険財務格付に基づいています。

(12) 未だ収受していない再保険金の額 (単位：百万円)

2016年度	2017年度
10	41

(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

	2016年度	2017年度
第三分野発生率	21.4%	19.8%
医療（疾病）	19.7%	19.2%
がん	41.1%	24.6%
介護	—	—
その他	11.7%	19.1%

(注) 1. 発生率は以下の算式により算出しています。

{保険金・給付金等の支払額+対応する支払備金繰入額+保険金支払に係る事業費等}
÷ {(年度始保有契約年換算保険料+年度末保有契約年換算保険料) / 2}

2. (注) 1の算式中、支払備金繰入額は、保険業法施行規則第72条に定める既発生未報告分を除いています。

3. (注) 1の算式中、事業費は、損益計算書上の事業費のうち、保険金支払に係る事業経費、人件費等を計上しています。

3. 経理に関する指標等

(1) 支払備金明細表

(単位：百万円)

区 分		2016年度末	2017年度末
保 険 金	死 亡 保 険 金	93	91
	災 害 保 険 金	—	—
	高 度 障 害 保 険 金	6	6
	満 期 保 険 金	—	—
	そ の 他	1	3
	小 計	100	100
年 金		—	—
給 付 金		53	118
解 約 返 戻 金		—	—
保 険 金 据 置 支 払 金		—	—
そ の 他 共 計		153	218

(2) 責任準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		2016年度末	2017年度末
責任準備金 (除危険準備金)	個 人 保 険 (一 般 勘 定)	1,153	15,193
	(特 別 勘 定)	1,153	15,193
	(特 別 勘 定)	—	—
	個 人 年 金 保 険 (一 般 勘 定)	—	—
	(特 別 勘 定)	—	—
	(特 別 勘 定)	—	—
	団 体 保 険 (一 般 勘 定)	—	—
	(特 別 勘 定)	—	—
	(特 別 勘 定)	—	—
	団 体 年 金 保 険 (一 般 勘 定)	—	—
	(特 別 勘 定)	—	—
	(特 別 勘 定)	—	—
	そ の 他 (一 般 勘 定)	—	—
	(特 別 勘 定)	—	—
	(特 別 勘 定)	—	—
	小 計 (一 般 勘 定)	1,153	15,193
	(特 別 勘 定)	1,153	15,193
	(特 別 勘 定)	—	—
危 険 準 備 金		497	670
合 計		1,650	15,864
(一 般 勘 定)		1,650	15,864
(特 別 勘 定)		—	—

(3) 責任準備金残高の内訳

(単位：百万円)

区 分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	合 計
2016年度末	688	464	—	497	1,650
2017年度末	3,668	11,524	—	670	15,864

(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）

①責任準備金の積立方式、積立率

		2016年度	2017年度
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率（危険準備金を除く）		100.0%	100.0%

(注) 1. 積立方式及び積立率は、個人保険のみを対象としています。

2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

②責任準備金残高（契約年度別）

(単位：百万円)

契約年度	責任準備金残高	予定利率
2015年度	485	1.00～1.85%
2016年度	1,206	1.00～1.85%
2017年度	13,501	0.25～1.85%

(注) 1. 責任準備金残高は、個人保険の責任準備金（危険準備金を除く）を記載しています。

2. 予定利率については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

3. 無配当定期保険は1年満期（自動更新）のため、更新年度を基準として記載しています。

(5) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数
該当ありません。

(6) 契約者配当準備金明細表

該当ありません。

(7) 引当金明細表

(単位：百万円)

		当期首残高	当期末残高	当期増減（△）額
貸倒引当金	一般貸倒引当金	—	—	—
	個別貸倒引当金	1	0	△0
	特定海外債権引当勘定	—	—	—
退職給付引当金		—	—	—
価格変動準備金		7	4	△3

(注) 計上の理由及び算定方法については、貸借対照表に記載しています。

(8) 特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

(9) 資本金等明細表

(単位：百万円)

区 分		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘 要
資 本 金	うち既発行株式	25,100	2,499	—	27,599	
	普通株式	(2,400千株) 25,100	(333千株) 2,499	(千株) —	(2,733千株) 27,599	
	計	25,100	2,499	—	27,599	
資本剰余金	(資本準備金)	17,100	2,499	—	19,599	
	(その他資本剰余金)	—	—	—	—	
	計	17,100	2,499	—	19,599	

(10) 保険料明細表

(単位：百万円)

区 分	2016年度	2017年度
個 人 保 険	4,694	18,414
（うち一時払）	—	—
（うち年払）	842	12,472
（うち半年払）	—	—
（うち月払）	3,851	5,941
個 人 年 金 保 険	—	—
（うち一時払）	—	—
（うち年払）	—	—
（うち半年払）	—	—
（うち月払）	—	—
団 体 保 険	—	—
団 体 年 金 保 険	—	—
そ の 他 共 計	4,694	18,414

(11) 保険金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2017年度 合 計	2016年度 合 計
死 亡 保 険 金	910	—	—	—	—	—	910	901
災 害 保 険 金	—	—	—	—	—	—	—	—
高度障害保険金	30	—	—	—	—	—	30	45
満 期 保 険 金	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	28	—	—	—	—	—	28	9
合 計	968	—	—	—	—	—	968	955

(12) 年金明細表

該当ありません。

(13) 給付金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2017年度 合 計	2016年度 合 計
死 亡 給 付 金	—	—	—	—	—	—	—	—
入 院 給 付 金	288	—	—	—	—	—	288	124
手 術 給 付 金	143	—	—	—	—	—	143	82
障 害 給 付 金	—	—	—	—	—	—	—	—
生 存 給 付 金	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	140	—	—	—	—	—	140	109
合 計	572	—	—	—	—	—	572	317

(14) 解約返戻金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2017年度 合 計	2016年度 合 計
解 約 返 戻 金	0	—	—	—	—	—	0	0

(15) 減価償却費明細表

(単位：百万円、%)

区 分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有 形 固 定 資 産	420	61	206	213	49.1
リ ー ス 資 産	26	5	26	0	98.5
その他の有形固定資産	393	56	180	213	45.8
無 形 固 定 資 産	5	1	2	2	50.1
ソ フ ト ウ ェ ア	5	1	2	2	52.3
その他の無形固定資産	0	—	—	0	—
そ の 他	131	9	28	102	22.1
合 計	556	71	237	318	42.7

(16) 事業費明細表

(単位：百万円)

区 分	2016年度	2017年度
営 業 活 動 費	1,040	7,979
営 業 管 理 費	1,310	1,920
一 般 管 理 費	6,076	6,886
合 計	8,427	16,786

(注) 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する2017年度末における当社の今後の負担見積額は67百万円です。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費（一般管理費）として処理しています。

(17) 税金明細表

(単位：百万円)

区 分	2016年度	2017年度
国 税	10	46
消 費 税	—	—
地 方 法 人 特 別 税	4	17
印 紙 税	6	11
登 録 免 許 税	—	17
そ の 他 の 国 税	—	—
地 方 税	19	52
地 方 消 費 税	—	—
法 人 事 業 税	10	42
固 定 資 産 税	3	3
事 業 所 税	4	6
合 計	30	99

(18) リース取引

リース支払料総額が少額であり重要性が乏しいため、リース取引の記載を省略しています。

(19) 借入金残存期間別残高

該当ありません。

4. 資産運用に関する指標等

(1) 資産運用の概況

①2017年度の資産の運用概況

イ. 運用環境

2017年度の日本経済は、世界的な景気拡大に伴う輸出増加や企業収益の増加を背景に設備投資が改善したことに加え、個人消費も所得の改善を背景として緩やかに増加したことから拡大基調を辿りました。米国では、雇用・所得環境の改善に伴い個人消費の拡大が持続したことに加え、米国の税制改革法案成立を背景とした景気の先行きに対する楽観的な見方により設備投資も増加したことから景気は堅調に推移しました。また欧州では、世界景気の拡大に支えられ、輸出が改善したことに加え、内需も堅調に推移したことから景気拡大基調となりました。このような環境の中、日本の10年国債利回りは、世界的な金利上昇圧力を受けて、一時0.1%を超える水準まで上昇する局面も見られましたが、日本銀行による長短金利操作付き量的・質的金融緩和政策により、0%～0.1%を中心レンジとして安定的に推移しました。

また、日経平均株価は、米国の金融引き締めペースの加速観測を背景とした金利上昇や貿易戦争への懸念により、市場の変動性が高まる場面も見られましたが、世界的な景気回復と米国トランプ政権の税制改革進展を背景とした企業業績の改善期待から堅調に推移し、年度末は21,454円となりました。

ロ. 当社の運用方針

安全性・換金性（流動性）に留意し、安定的な資金を確保するよう努めました。

なお、米国のサブプライムローンに裏付けられた証券化商品を含め、当社は証券化商品を一切保有しておりません。

ハ. 運用実績の概況

2017年度末における一般勘定資産残高は、44,977百万円となりました。運用資産残高は、預貯金35,065百万円、公社債2,425百万円となりました。

また、資産運用収益は10百万円となりました。

②ポートフォリオの推移

イ. 資産の構成

（単位：百万円、%）

区 分	2016年度末		2017年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
現 預 金 ・ コ ー ル ロ ー ン	22,407	91.9	35,065	78.0
買 現 先 勘 定	—	—	—	—
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—
金 銭 の 信 託	—	—	—	—
有 価 証 券	1,060	4.3	2,455	5.5
公 社 債	1,060	4.3	2,224	4.9
株 式	—	—	30	0.1
外 国 証 券	—	—	200	0.4
公 社 債	—	—	200	0.4
株 式 等	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—
貸 付 金	—	—	—	—
保 険 約 款 貸 付	—	—	—	—
一 般 貸 付	—	—	—	—
不 動 産	—	—	—	—
繰 延 税 金 資 産	—	—	—	—
そ の 他	911	3.7	7,457	16.6
貸 倒 引 当 金	△1	△0.0	△0	△0.0
合 計	24,377	100.0	44,977	100.0
う ち 外 貨 建 資 産	—	—	—	—

ロ. 資産の増減

(単位：百万円)

区 分	2016年度	2017年度
現 預 金 ・ コ ー ル ロ ー ン	△4,332	12,658
買 現 先 勘 定	—	—
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	—	—
有 価 証 券	△1,220	1,394
公 社 債	△304	1,164
株 式	—	30
外 国 証 券	—	200
公 社 債	—	200
株 式 等	—	—
そ の 他 の 証 券	△916	—
貸 付 金	—	—
保 険 約 款 貸 付	—	—
一 般 貸 付	—	—
不 動 産	—	—
繰 延 税 金 資 産	—	—
そ の 他	158	6,546
貸 倒 引 当 金	0	0
合 計	△5,393	20,600
う ち 外 貨 建 資 産	—	—

(2) 運用利回り

(単位：%)

区 分	2016年度	2017年度
現 預 金 ・ コ ー ル ロ ー ン	—	—
買 現 先 勘 定	—	—
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	—	—
有 価 証 券	0.11	0.60
う ち 公 社 債	0.15	0.61
う ち 株 式	—	0.00
う ち 外 国 証 券	—	0.61
貸 付 金	—	—
う ち 一 般 貸 付	—	—
不 動 産	—	—

一 般 勘 定 計	0.01	0.04
-----------	------	------

(注) 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。

(3) 主要資産の平均残高

(単位：百万円)

区 分	2016年度	2017年度
現 預 金 ・ コ ー ル ロ ー ン	24,459	23,599
買 現 先 勘 定	—	—
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	—	—
有 価 証 券	1,574	1,674
う ち 公 社 債	1,138	1,625
う ち 株 式	—	23
う ち 外 国 証 券	—	24
貸 付 金	—	—
う ち 一 般 貸 付	—	—
不 動 産	—	—
一 般 勘 定 計	26,696	26,001
う ち 海 外 投 融 資	—	24

(4) 資産運用収益明細表

(単位：百万円)

区 分	2016年度	2017年度
利 息 及 び 配 当 金 等 収 入	1	9
商 品 有 価 証 券 運 用 益	—	—
金 銭 の 信 託 運 用 益	—	—
売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益	—	—
有 価 証 券 売 却 益	—	0
有 価 証 券 償 還 益	—	—
金 融 派 生 商 品 収 益	—	—
為 替 差 益	—	—
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	0	0
そ の 他 運 用 収 益	—	—
合 計	1	10

(5) 資産運用費用明細表

(単位：百万円)

区 分	2016年度	2017年度
支 払 利 息	0	0
商 品 有 価 証 券 運 用 損	—	—
金 銭 の 信 託 運 用 損	—	—
売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損	—	—
有 価 証 券 売 却 損	—	—
有 価 証 券 評 価 損	—	—
有 価 証 券 償 還 損	—	—
金 融 派 生 商 品 費 用	—	—
為 替 差 損	—	—
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	—	—
貸 付 金 償 却	—	—
賃 貸 用 不 動 産 等 減 価 償 却 費	—	—
そ の 他 運 用 費 用	—	—
合 計	0	0

(6) 利息及び配当金等収入明細表

(単位：百万円)

区 分	2016年度	2017年度
現 預 金 利 息	—	—
有 価 証 券 利 息 ・ 配 当 金	1	9
公 社 債 利 息	1	9
株 式 配 当 金	—	—
外 国 証 券 利 息 配 当 金	—	0
貸 付 金 利 息	—	—
不 動 産 賃 貸 料	—	—
そ の 他 共 計	1	9

(7) 有価証券売却益明細表

(単位：百万円)

区 分	2016年度	2017年度
国 債 等 債 券	—	0
株 式 等	—	—
外 国 証 券	—	—
そ の 他 共 計	—	0

(8) 有価証券売却損明細表

該当ありません。

(9) 有価証券評価損明細表

該当ありません。

(10) 商品有価証券明細表

該当ありません。

(11) 商品有価証券売買高

該当ありません。

(12) 有価証券明細表

(単位：百万円、%)

区 分	2016年度末		2017年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
国 債	660	62.3	—	—
地 方 債	—	—	—	—
社 債	399	37.7	2,224	90.6
うち公社・公団債	—	—	—	—
株 式	—	—	30	1.2
外 国 証 券	—	—	200	8.2
公 社 債	—	—	200	8.2
株 式 等	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—
合 計	1,060	100.0	2,455	100.0

(13) 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

	区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計
2016 年度	有 価 証 券	660	—	—	—	199	200	1,060
	国 債	660	—	—	—	—	—	660
	地 方 債	—	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	199	200	399
	株 式						—	—
	外 国 証 券	—	—	—	—	—	—	—
	公 社 債	—	—	—	—	—	—	—
	株 式 等	—	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
	買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—
	譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—
2017 年度	有 価 証 券	—	—	—	—	400	2,054	2,455
	国 債	—	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	200	2,024	2,224
	株 式						30	30
	外 国 証 券	—	—	—	—	200	—	200
	公 社 債	—	—	—	—	200	—	200
	株 式 等	—	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
	買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—
	譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—

(14) 保有公社債の期末残高利回り

区 分	2016年度末	2017年度末
公 社 債	0.36%	0.81%
外 国 公 社 債	—	0.71%

(15) 業種別株式保有明細表

(単位：百万円、%)

区 分		2016年度末		2017年度末	
		金 額	占 率	金 額	占 率
水	産 ・ 農 林 業	—	—	—	—
鉱	業	—	—	—	—
建	設 業	—	—	—	—
製 造 業	食 料 品	—	—	—	—
	織 維 製 品	—	—	—	—
	パ ル プ ・ 紙	—	—	—	—
	化 学 品	—	—	—	—
	医 薬 品	—	—	—	—
	石 油 ・ 石 炭 製 品	—	—	—	—
	ゴ ム 製 品	—	—	—	—
	ガ ラ ス ・ 土 石 製 品	—	—	—	—
	鉄 鋼	—	—	—	—
	非 鉄 金 属 製 品	—	—	—	—
	機 械 器 器 品	—	—	—	—
	電 気 機 器	—	—	—	—
	輸 送 用 機 器	—	—	—	—
	精 密 機 器	—	—	—	—
	そ の 他 製 品	—	—	—	—
電	気 ・ ガ ス 業	—	—	—	—
運 輸 ・ 情 報 通 信 業	陸 運 業	—	—	—	—
	海 運 業	—	—	—	—
	空 運 業	—	—	—	—
	倉 庫 ・ 運 輸 関 連 業	—	—	—	—
商 業	情 報 ・ 通 信 業	—	—	—	—
	卸 売 業	—	—	—	—
金 融 ・ 保 険 業	小 売 業	—	—	—	—
	銀 行 業	—	—	—	—
	証 券 、 商 品 先 物 取 引 業	—	—	—	—
	保 険 業	—	—	30	100.0
不 動 産 業	そ の 他 金 融 業	—	—	—	—
	業	—	—	—	—
サ	ー ビ ス 業	—	—	—	—
合	計	—	—	30	100.0

(16) 貸付金明細表

該当ありません。

(17) 貸付金残存期間別残高

該当ありません。

(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

該当ありません。

(19) 貸付金業種別内訳

該当ありません。

(20) 貸付金使途別内訳
該当ありません。

(21) 貸付金地域別内訳
該当ありません。

(22) 貸付金担保別内訳
該当ありません。

(23) 有形固定資産明細表

①有形固定資産の明細

(単位：百万円、%)

	区 分	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累計額	償 却 累計率
2016 年度	土 地	—	—	—	—	—	—	—
	建 物	—	—	—	—	—	—	—
	リ ー ス 資 産	12	—	—	6	5	20	78.0
	建 設 仮 勘 定	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	209	19	0	59	169	123	42.2
	合 計	221	19	0	65	175	144	45.2
	うち 賃 貸 等 不 動 産	—	—	—	—	—	—	—
2017 年度	土 地	—	—	—	—	—	—	—
	建 物	—	—	—	—	—	—	—
	リ ー ス 資 産	5	—	—	5	0	26	98.5
	建 設 仮 勘 定	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	169	100	0	56	213	180	45.8
	合 計	175	100	0	61	213	206	49.1
	うち 賃 貸 等 不 動 産	—	—	—	—	—	—	—

(注) 償却累計率は、取得価額に対する償却累計額の割合を記載しています。

②不動産残高及び賃貸用ビル保有数
該当ありません。

(24) 固定資産等処分益明細表

(単位：百万円)

区 分	2016年度	2017年度
有 形 固 定 資 産	0	—
無 形 固 定 資 産	—	—
そ の 他	—	—
合 計	0	—

(25) 固定資産等処分損明細表

(単位：百万円)

区 分	2016年度	2017年度
有 形 固 定 資 産	0	0
無 形 固 定 資 産	—	—
そ の 他	—	12
合 計	0	13

(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表

該当ありません。

(27) 海外投融資の状況

①資産別明細

イ. 外貨建資産

該当ありません。

ロ. 円貨額が確定した外貨建資産

該当ありません。

ハ. 円貨建資産

(単位：百万円、%)

区 分	2016年度末		2017年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
非 居 住 者 貸 付	—	—	—	—
公社債（円建外債）・その他	—	—	200	100.0%
小 計	—	—	200	100.0%

二. 合計

(単位：百万円、%)

海 外 投 融 資	—	—	200	100.0%
-----------	---	---	-----	--------

(注)「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。

②地域別構成

(単位：百万円、%)

区 分	2016年度末								2017年度末							
	外国証券		公社債		株式等		非居住者貸付		外国証券		公社債		株式等		非居住者貸付	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
北 米	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ヨーロッパ	—	—	—	—	—	—	—	—	200	100.0	200	100.0	—	—	—	—
オセアニア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ア ジ ア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中 南 米	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中 東	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ア フ リ カ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国 際 機 関	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—	—	—	200	100.0	200	100.0	—	—	—	—

(28) 海外投融資利回り

2016年度	2017年度
—	0.61%

(29) 公共関係投融資の概況（新規引受額・貸出額）

該当ありません。

(30) 各種ローン金利

該当ありません。

(31) その他の資産明細表

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	当期首残高	当期増加額	当期減少額	減価償却 累 計 額	期末残高
そ の 他	138	68	47	13	31	102
合 計	138	68	47	13	31	102

5. 有価証券等の時価情報（一般勘定）

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

② 有価証券の時価情報（有価証券のうち時価のあるもの）

(単位：百万円)

区 分	2016年度末						2017年度末				
	帳簿価額	時 価	差 損 益				帳簿価額	時 価	差 損 益		
				差益	差損					差益	差損
満期保有目的の債券	300	297	△2	0	2		2,324	2,339	14	16	1
責任準備金対応債券	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—
そ の 他 有 価 証 券	759	760	1	1	0		100	100	0	0	—
公 社 債	759	760	1	1	0		—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—
外 国 証 券	—	—	—	—	—		100	100	0	0	—
公 社 債	—	—	—	—	—		100	100	0	0	—
株 式 等	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—
合 計	1,059	1,058	△1	1	2		2,424	2,439	14	16	1
公 社 債	1,059	1,058	△1	1	2		2,224	2,239	14	16	1
株 式	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—
外 国 証 券	—	—	—	—	—		199	200	0	0	—
公 社 債	—	—	—	—	—		199	200	0	0	—
株 式 等	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	2016年度末	2017年度末
満 期 保 有 目 的 の 債 券	—	—
非 上 場 外 国 債 券	—	—
そ の 他	—	—
責 任 準 備 金 対 応 債 券	—	—
子 会 社 ・ 関 連 会 社 株 式	—	—
そ の 他 有 価 証 券	—	30
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	—	30
非上場外国株式（店頭売買株式を除く）	—	—
非 上 場 外 国 債 券	—	—
そ の 他	—	—
合 計	—	30

(2) 金銭の信託の時価情報
該当ありません。

(3) デリバティブ取引の時価情報
該当ありません。

VII. 保険会社の運営

1. リスク管理の体制

P.26～28をご覧ください。

2. 法令遵守の体制

P.28～29をご覧ください。

3. 第三分野に係る責任準備金の積立てについて（法第二百二十一条第一項第一号の確認（第三分野保険に係るものに限る。）の合理性及び妥当性）

第三分野保険は、医療制度の変化や医療技術の進歩等の影響を受けやすく、また、長寿化に伴う給付金等のお支払いの増加も想定される等、第三分野保険の発生率は変動しやすいという特性を有しています。このような第三分野保険の商品特性を踏まえ、当社では、確実な給付金等のお支払いのために、保険事故発生率の把握・分析をはじめとする保険引受リスク管理の取組みを行っています。

法令等に定める第三分野保険に係るストレステストについては、法令等に則り契約区分ごとに危険発生率を設定のうえ適切に実施しています。

なお、危険発生率の設定にあたっては、当社は第三分野保険に係るストレステストの対象となる商品について、発売後十分な期間が経過しておらず、実績発生率の統計的な取扱いが困難であることから、法令等に則り予定発生率の算出に用いたデータを活用する等、保険数理上適切な手法を用いています。

その結果、第三分野に係る責任準備金については、十分な積立水準を確保しています。

4. 金融ADR制度について

当社は、保険業法第105条の2に基づき指定生命保険業務紛争解決機関である一般社団法人生命保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

指定生命保険業務紛争解決機関である一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、生命保険業務に関する苦情解決手続及び紛争解決手続等の業務を行っています。

（注）金融ADRとは、金融分野におけるADR（裁判外紛争解決手続）のことです。ADRとは、身の回りで起こるトラブルを、裁判ではなく、中立・公正な第三者に関わってもらいながら柔軟な解決を図る手続きです。

詳細な内容につきましては、同協会ホームページをご覧ください。

<http://www.seiho.or.jp/contact/index.html>

【生命保険相談所】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階（生命保険協会内）

電話番号： 03-3286-2648

受付時間： 9：00 ～ 17：00（土・日曜、祝日、年末年始を除く）

5. 個人データ保護について

P.30をご覧ください。

6. 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針

P.31をご覧ください。

VIII. 特別勘定に関する指標等

該当ありません。

IX. 保険会社及びその子会社等の状況

該当ありません。

ネオファースト生命 アニュアルレポート 2018

ネオファースト生命保険株式会社

企画総務部

(2018年7月作成)

〒141-0032 東京都品川区大崎2-11-1

大崎ウィズタワー

電話 03-5434-7031(代表)

<http://neofirst.co.jp>

(注)本誌は保険業法第111条に基づいて作成したディスクロージャー資料
(業務および財産の状況に関する説明書類)です。

「あったらいいな」をいちばんに。

